

(案)

第2次藤枝市多文化共生推進計画

2026（令和8）年3月



はじめに

本市では現在、総人口の1.7%にあたる約2,400人の外国人住民が生活しており、人数・割合ともにこれまでで最も多い状況となっています。

市長顔写真枠

また、在留資格「技能実習」に代わり働き手の不足への対応として人材育成と人材確保を目的とする「育成就労」を創設する関連法が公布されたことから、今後、外国人住民の長期滞在が見込まれます。

こうした状況の中で、本市においても外国人住民の増加や多国籍化がさらに進み、これまで以上に外国にルーツを持つ方の「労働者」としてのニーズや、「生活者」として地域との関わり方などの重要性も一層高まっていくことが想定されます。

そこで本市では、これまでの行動計画の取組を継承しつつ、様々な課題に的確に対応するため、「第2次藤枝市多文化共生推進計画」を策定しました。

今後も、「異なる文化や価値観を認め合うとともに 地域社会を担う仲間が安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、引き続き、各種機関や団体、地域、学校、事業所などが連携し、多文化共生の推進に向けたさらなる施策の展開を図ることで、「誰もが幸せを実感できるまち藤枝」の実現を目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際し貴重なご意見やご提言をいただきました藤枝市多文化共生施策推進会議委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました多くの皆様に心よりお礼を申し上げます。

2026(令和8)年3月

藤枝市長 **北村 正平**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国・県の動向	1
3 藤枝市の現状	3
4 多文化共生推進に向けての課題	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 計画の位置づけ	9
2 計画の期間	10
3 第1次計画 2020(令和2年)～2025(令和7年度)の進捗と評価	10
4 基本理念	11
5 基本目標	11
6 計画の体系	12
第3章 施策の展開	13
基本目標1 誰もが安心して暮らせる環境づくり	13
基本施策1 情報発信及び相談体制の充実	13
基本施策2 危機管理意識の啓発	14
基本施策3 外国人の雇用及び就労に関する情報提供	14
基本目標2 多文化共生の地域づくり	15
基本施策4 多文化共生の理解促進	15
基本施策5 外国人住民の地域活動への参加促進	15
基本施策6 外国人住民と日本人住民の交流機会の創出	16
基本目標3 元気あふれるまちを築く人づくり	16
基本施策7 多文化共生の促進に向けた教育環境の整備	16
基本施策8 多文化共生を担う組織や人の支援	17
第4章 計画の推進	18
1 推進体制	18
2 計画の進行管理	18
参考資料	19
1 外国人住民及び日本人住民に対するアンケート	19
2 こども・若者の意見	35
3 計画策定の経過	37
4 多文化共生推進計画策定懇話会名簿	38
5 用語解説	39

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、外国人住民と日本人住民がお互いを理解し合い、安心して暮らしていける、多文化共生のまちづくりの実現を目指しています。

多文化共生に対する課題に対応するため、2020（令和2）年に「藤枝市多文化共生推進計画（2020-25）」を策定し、様々な取組を行ってきました。

この間に、外国人人口の増加や多国籍化、入国管理制度の改正、デジタル化の進展など社会情勢が著しく変化していること、また、現計画が期間満了となることから、「第2次藤枝市多文化共生推進計画」を策定しました。

2 国・県の動向

（1）国の動向

国では、外国人住民の増加、定住化が進むなか、外国人住民が地域の一員として安心して暮らせる多文化共生社会を築くため、地方公共団体が施策を計画的に進めていく指針として「地域における多文化共生推進プラン」を2006（平成18）年3月に策定しました。その後、外国人住民・労働者の一層の増加、多国籍化、多様性、包摂性のある社会の実現の動きなど多文化共生施策を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、同プランを2020（令和2）年9月に改定し、多文化共生の社会づくりに取り組んでいます。

また、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により、「定住者」として日系外国人の受け入れや、人手不足分野における人材確保を目的とした「特定技能制度」、人材育成を通じた国際貢献を目的とした「技能実習制度」を創設し外国人人材を受け入れてきました。さらに、2024（令和6）年6月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、長期的に外国人人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設され施行されることとなっています。

(2) 県の動向

県では、1990（平成2）年の改正出入国管理及び難民認定法（入管法）の施行を契機に日系外国人住民が急激に増加したことに伴い、就労、教育、地域共生、言葉、コミュニケーションなど様々な課題が生じたため、外国人住民を含めた住民が安心して暮らし、活躍できる多文化共生の実現に向けて、2008（平成20）年12月に「静岡県多文化共生推進条例」を制定しました。

条例に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため2011（平成23）年3月に「ふじのくに多文化共生推進基本計画」（2012-2017年度）を策定しました。その後、社会情勢の変化や課題を踏まえ、第2期（2018-2021年度）、第3期（2022-2025年度）の計画を策定し、2025（令和7）年度に第4期（2026-2028年度）の計画が策定されました。

また、インターカルチュラル※の意識定着を図るため、多文化共生推進都市の国際ネットワーク「インターカルチュラル・シティ（ICC）」に2025年8月に加盟しました。

※インターカルチュラル：異なる文化を共存させるだけでなく、多様性を活力と捉え、交流や協働を通じて新しい地域づくりにつなげようとする取組。

3 藤枝市の現状

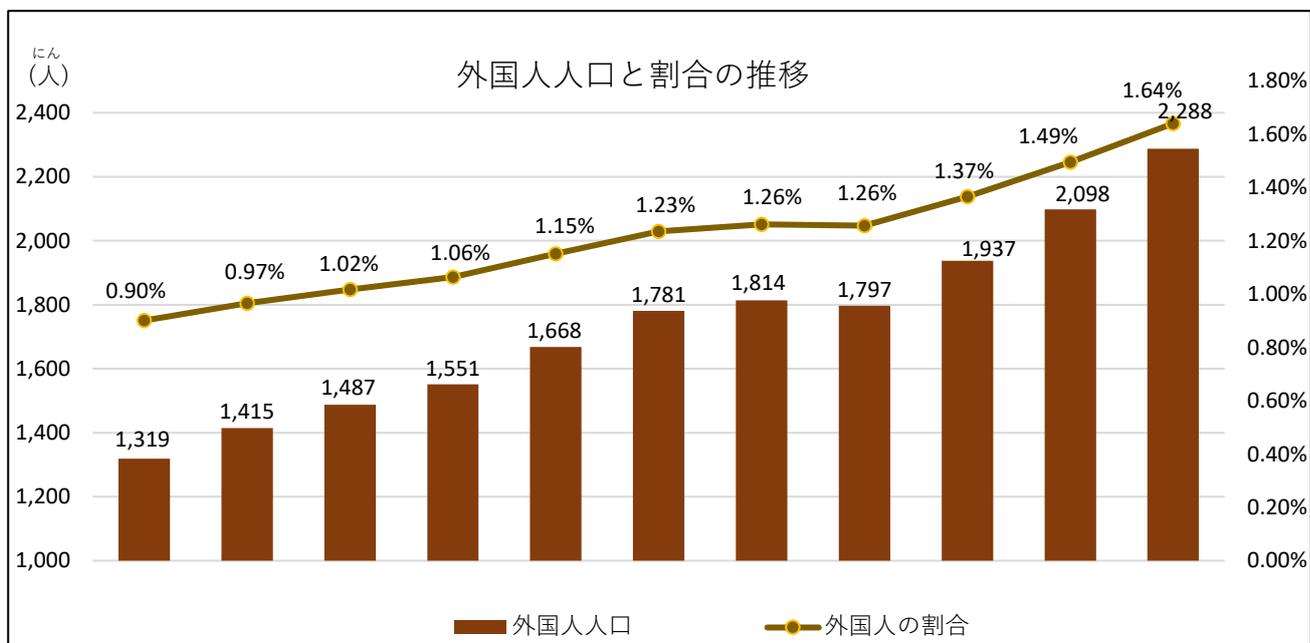
(1) 外国人人口の推移

本市の外国人人口は、2014（平成 26）年以降増加傾向にあります。2025（令和 7）年 3 月現在では 2,288 人と、全人口の 1.64% を占めており、過去最高となりました。また、外国人人口の割合は、県内 23 市の中で 21 番目となっています。

【藤枝市の外国人人口と外国人比率】（2014(平成 26)年度末～2024(令和 6)年度末）

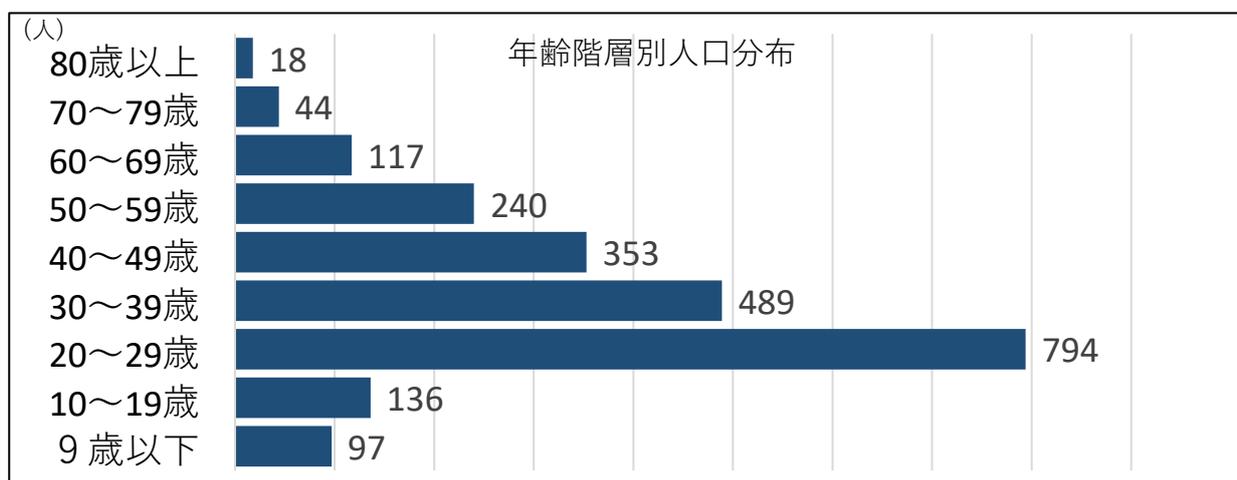
【単位：人】

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	146,427	146,530	146,233	145,789	144,941	144,249	143,765	142,955	141,857	140,365	139,290
外国人人口	1,319	1,415	1,487	1,551	1,668	1,781	1,814	1,797	1,937	2,098	2,288
外国人の割合	0.90%	0.97%	1.02%	1.06%	1.15%	1.23%	1.26%	1.26%	1.37%	1.49%	1.64%



出典：藤枝市住民記録より

年齢層別で見ると、20 代の人口が最も多く、次いで 30 代の人口が多くなっています。



出典：藤枝市住民記録 年齢別人口集計表より

(2) 国籍の状況

【藤枝市における外国人住民上位 10 か国の推移】（各年度末時点の人口）

○2019（令和元）年度

国籍	人数(人)	割合
中国	340	19.1%
フィリピン	338	19.0%
ブラジル	259	14.5%
ベトナム	213	12.0%
ペルー	133	7.5%
韓国	102	5.7%
インドネシア	61	3.4%
コロンビア	61	3.4%
タイ	46	2.6%
ネパール	33	1.9%
その他	195	10.9%

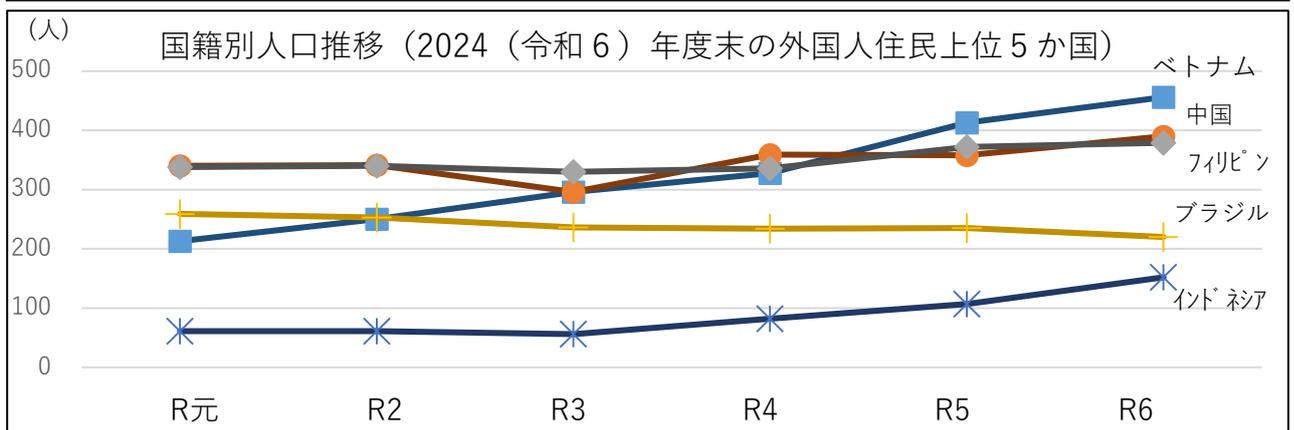
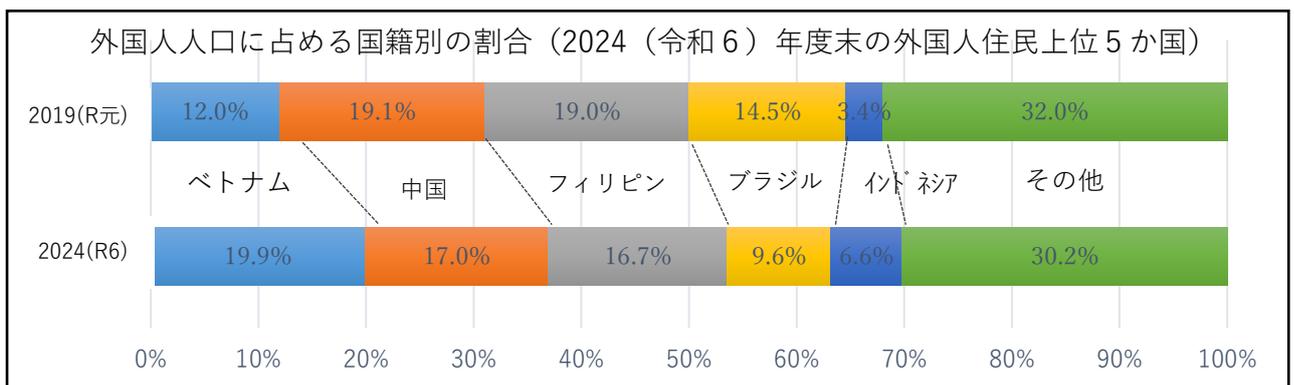
○2024（令和 6）年度

国籍	人数(人)	割合
ベトナム	456	19.9%
中国	390	17.0%
フィリピン	379	16.7%
ブラジル	220	9.6%
インドネシア	152	6.6%
ペルー	122	5.3%
ネパール	88	3.9%
韓国	81	3.5%
ミャンマー	76	3.3%
コロンビア	60	2.6%
その他	264	11.6%

出典：藤枝市住民記録 外国人国籍地域別人員集計表より

2024（令和 6）年度末時点での本市の外国人人口の中で多い国籍はベトナム、中国、フィリピンの順となっています。近年ではベトナム人の増加が著しく、人数では 5 年間で約 2 倍の増加、構成割合では全外国人の 19.9%を占めています。

また、上位 3 か国のほかインドネシア、ネパール、ミャンマーといったアジア圏の人口増加により、多国籍化、多言語化が進んでいます。



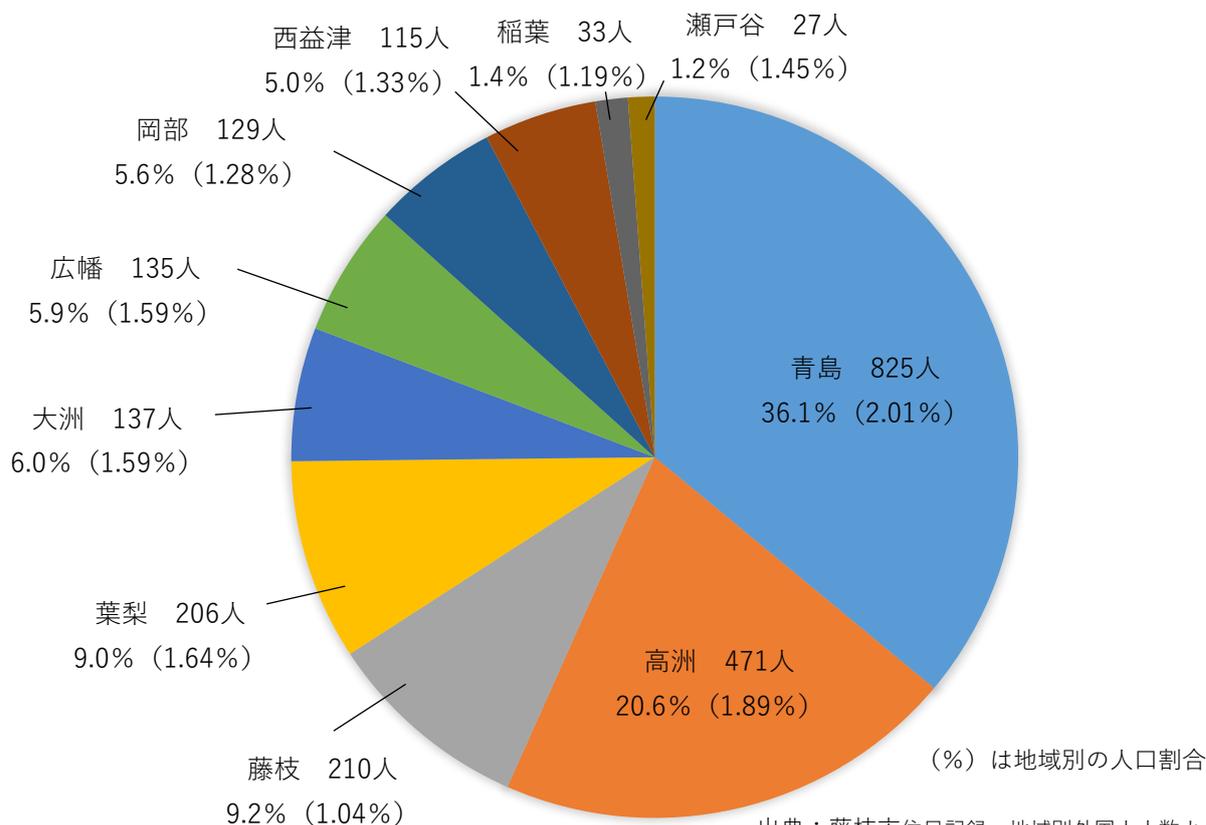
(3) 地区別の在住状況

本市の外国人住民を地区別で見ると、世帯・人口ともに青島地区に集中しており、市内の外国人のうち約4割が青島地区に居住しています。これは、青島地区内に外国人が集住する集合住宅があることが一因であると考えられます。

【地区別 外国人の世帯数と人口】 (2024 (令和6) 年度末)

地区名	外国人世帯数 (世帯)	全世帯数 (世帯)	外国人世帯 の割合	外国人人口 (人)	全人口 (人)	外国人人口 の割合
瀬戸谷	27	862	3.13%	27	1,864	1.45%
稲葉	29	1,206	2.40%	33	2,764	1.19%
葉梨	145	5,369	2.70%	206	12,597	1.64%
広幡	118	3,600	3.28%	135	8,514	1.59%
西益津	94	3,849	2.44%	115	8,621	1.33%
藤枝	179	9,100	1.96%	210	20,200	1.04%
青島	624	18,833	3.31%	825	41,092	2.01%
高洲	358	11,088	3.23%	471	24,947	1.89%
大洲	116	3,639	3.19%	137	8,595	1.59%
岡部	114	4,456	2.56%	129	10,096	1.28%
合計	1,804	62,002	2.91%	2,288	139,290	1.64%

外国人地区別人口 (外国人の割合)

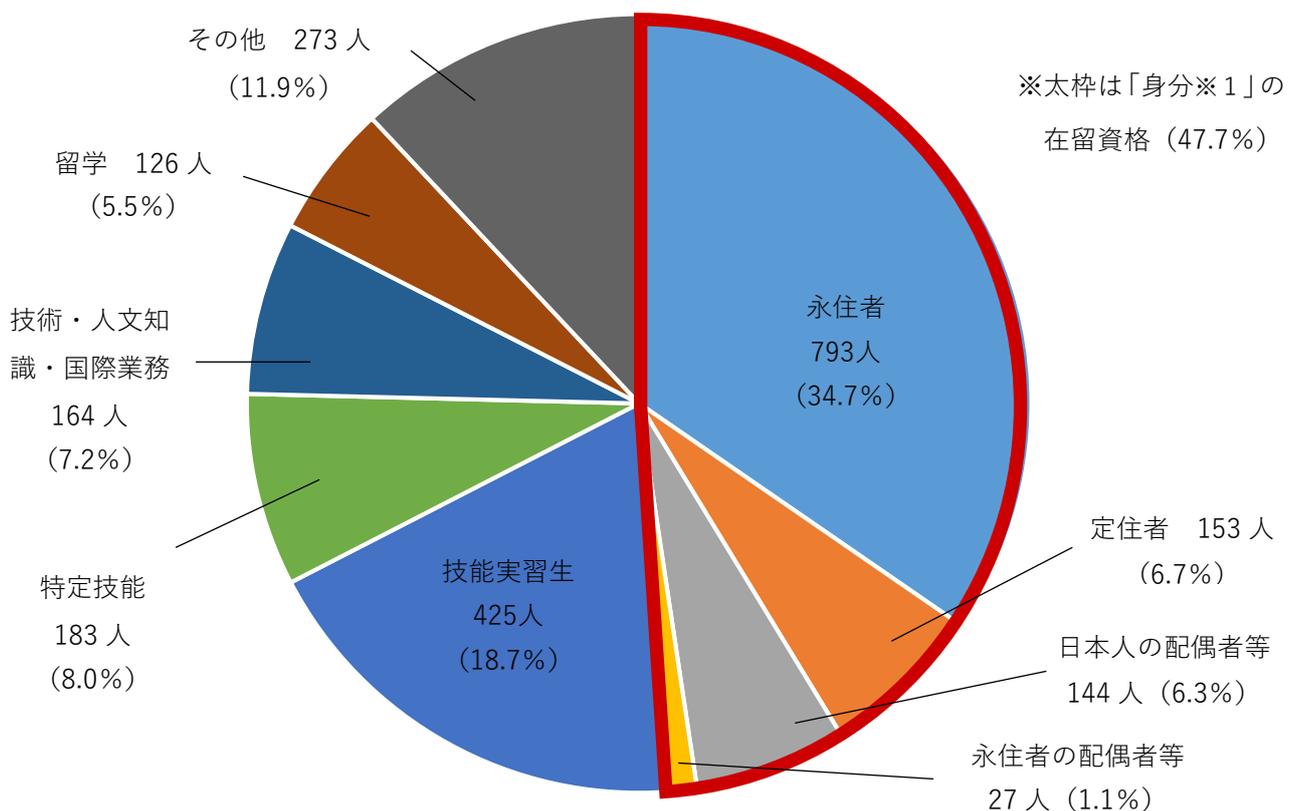


(4) 在留資格の状況

【在留資格による居住割合】 (2024 (令和6) 年度末)

在留資格		人数 (人)	割合
身分※1	永住者	793	34.7%
	定住者	153	6.7%
	日本人の配偶者等	144	6.3%
	永住者の配偶者等	27	1.1%
活動※2	技能実習生	425	18.7%
	特定技能	183	8.0%
	技術・人文知識・国際業務	164	7.2%
	留学	126	5.5%
	その他	273	11.9%

出典：藤枝市住民票のある外国人の在留資格一覧地域別外国人人数より



本市の外国人住民のうち 34.7%が「永住者」の資格で在留しています。

また、「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」を含めた、「身分※1」の資格による在住人口は、全体の 47.7%となっていますが、技能実習生が増加したことや令和元年度から特定技能制度が創設されたことにより「活動※2」の資格が増加し、「身分※1」と「活動※2」の割合がおおよそ半々となっています。

(H31.3.31 調査時：「身分※1」70%、「活動※2」30%)

※1 「身分」：身分に基づく在留資格

※2 「活動」：活動に基づく在留資格

4 多文化共生推進に向けての課題

統計データやアンケート調査の結果及び子ども・若者の意見を聴取し、前計画の評価を踏まえて、今後取り組むべき課題を次のとおり整理し、具体的な施策につなげます。

(1) 多言語による情報提供

本市では、これまでも通訳や翻訳など、外国語によるサービスを提供していますが、十分な周知と活用が図られているとはいえない状況であるため、引き続き、今後の動向を注視しながら外国人住民が求める正確な情報を、適切な方法により周知・提供する必要があります。

(2) 「やさしい日本語」の普及・啓発

外国人住民に対しては、分かりやすい言葉や、短い文章を用いる「やさしい日本語」を使用することで、理解が深まるといわれています。行政サービスの利用や地域活動への参画を推進するため、また、外国人住民と日本人住民が円滑なコミュニケーションを行うため、「やさしい日本語」の普及・啓発が必要です。

【やさしい日本語】とは

・平易な表現を用いる ・文章を簡単にする ・漢字にふりがなをふるなど、外国人にもわかりやすいように配慮した日本語。外国人住民は「ひらがな・カタカナ」であれば理解できる人も多いため、ふりがな付きのわかりやすい表現は、情報伝達手段として非常に有効です。

(3) 日本語学習環境の充実

日本語の習得は、日常生活を営む上で欠かせないものであることから、日本語学習を希望する外国人住民に学習の機会を多く提供することが求められます。また、本市における外国人児童・生徒数は増加しており、こどもの就学においても日本語への適応は不可欠であるため、保護者を含めた支援が必要です。また地域生活に直結した「体験型」の講座に参加することにより、不安解消につながることを期待されます。

(4) 地域における多文化共生の推進

言葉の問題や生活ルールの違いから、外国人住民と日本人住民は、積極的な交流が図られていない状況にあり、地域における様々な生活場面での問題が生じています。「ごみ出し」や「防災」「防犯・交通安全」などの生活ルールの理解を促進することや、「地域活動への参加」を推進するため、「やさしい日本語」を積極的に活用し、自治会・町内会への加入促進を図り、外国人住民と日本人住民が互いを認め合い、同じ地域社会の一員として、ともに活躍できる環境を整える必要があります。また、調査結果から親しみの感じ方も二分化していることから(参考資料P32)、多様な文化をもつ外国人を受け入れる側の日本人住民の意識の向上も必要です。

(5) 多文化共生を担う人材の育成

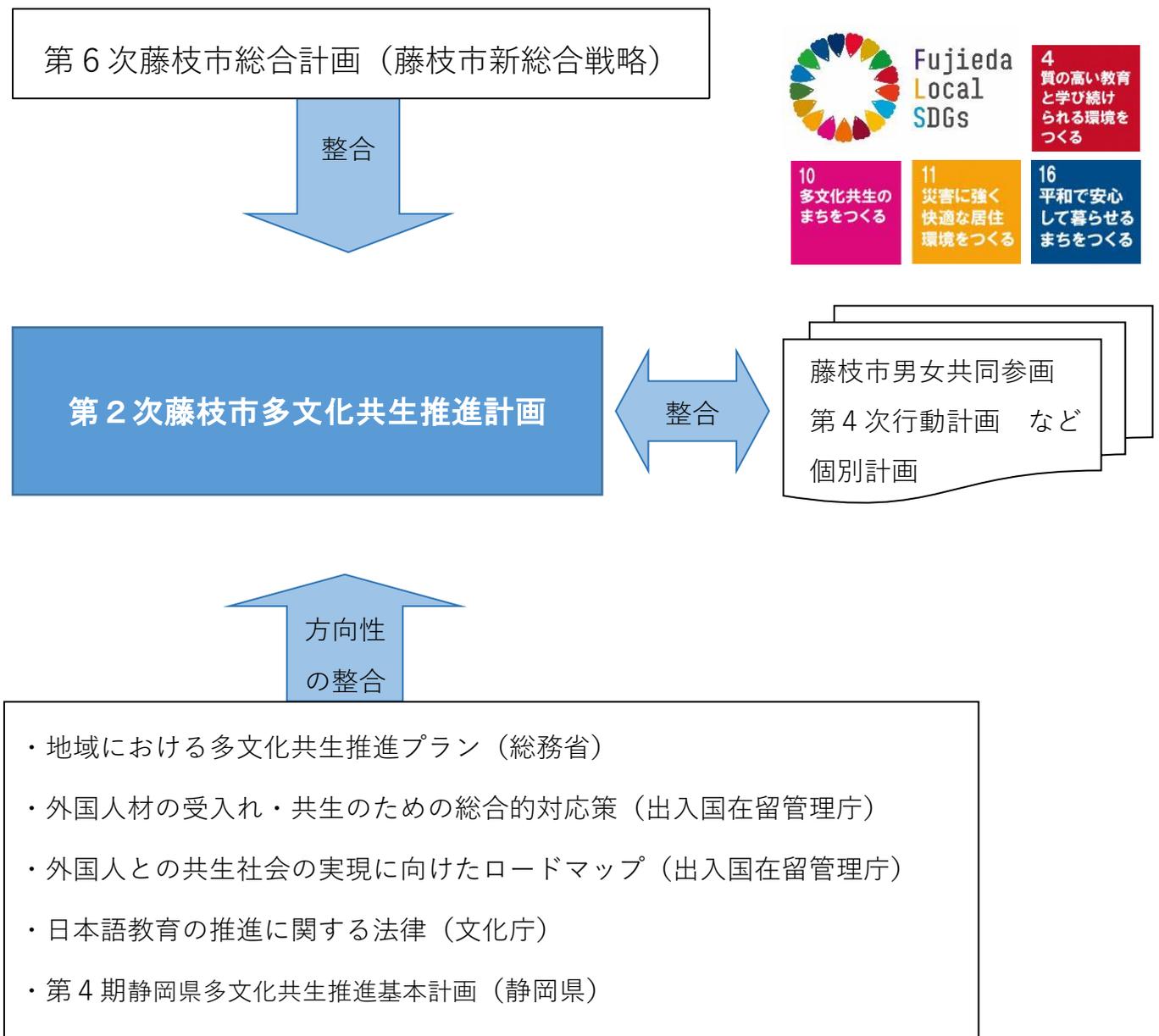
在留期間が長い外国人が増えていく中で、地域やコミュニティにおいて活動する外国人住民や、多文化共生の推進に携わる日本人を増やしていくことが求められます。社会の中で活躍する人を「キーパーソン」として発掘し、自治会・町内会や事業所、学校などと連携した取組を進める必要があります。

また、こどもたちの多文化共生意識を育むことで、将来の担い手となることが期待されます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

本計画は、2020（令和2）年に総務省が改定した「地域における多文化共生推進プラン」及び、「第4期静岡県多文化共生推進基本計画」の内容を踏まえ、本市のグランドデザインである「第6次藤枝市総合計画（藤枝市新総合戦略）」、さらには関連する本市個別計画との整合性を図ります。



2 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

なお、計画の期間中であっても、社会情勢の大きな変化や法改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

3 第1次計画(2020(令和2)～2025(令和7)年度)の進捗と評価

(2024(令和6)年度時点) (時点は全て年度)

基本目標	内容	策定時 2018 (平成30)	目標値 2025 (令和7)	現状値 2024 (令和6)	評価	
					達成率	
【基本目標1】 誰もが安心して暮らせる環境づくり	「やさしい日本語」により情報提供を行った行政資料の件数（計画期間累計）	-	20件	13件	達成率	65%
					外国人に対して母語による情報提供を優先してきた。多国籍化が進む中、やさしい日本語による情報提供の有効性の認識を高める必要がある。	
【基本目標2】 多文化共生の地域づくり	国際交流イベントへの参加者数（年間）	-	500人	128人	達成率	25.6%
					2024(令和5)年は11,300人の参加があり、イベントの規模により参加者数にばらつきがあるため、開催方法の工夫が必要がある。	
【基本目標3】 元気あふれるまちを築く人づくり	日本語講座の受講者数（年間実人数）	178人	300人	123人	達成率	41%
					日本語講座の認知を高めるとともに、受講を希望する外国人に確実に情報を伝える必要がある。そのため、外国人を雇用している事業所へ個別に周知を行う必要がある。	

4 基本理念

異なる文化や価値観を認め合うとともに 地域社会を担う仲間が 安心して暮らせるまちづくり

多文化共生社会の実現のためには、外国人住民と日本人住民との相互理解が必要不可欠です。互いの文化や価値観を認め、尊重し合いながら、地域を支える大切な仲間であるという意識が向上されることを目指します。

5 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を設定し、各施策の方向性を定めます。

基本目標1 誰もが安心して暮らせる環境づくり

外国人住民の中には、言葉の問題や制度がわからないために不安を抱える人も少なくありません。多言語による情報発信や制度周知などにより、国籍に関わらず誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、外国人住民の生活基盤安定に向け、生活や働く上での困りごとなどの不安を解消するため、関係機関・団体との連携により支援を行います。

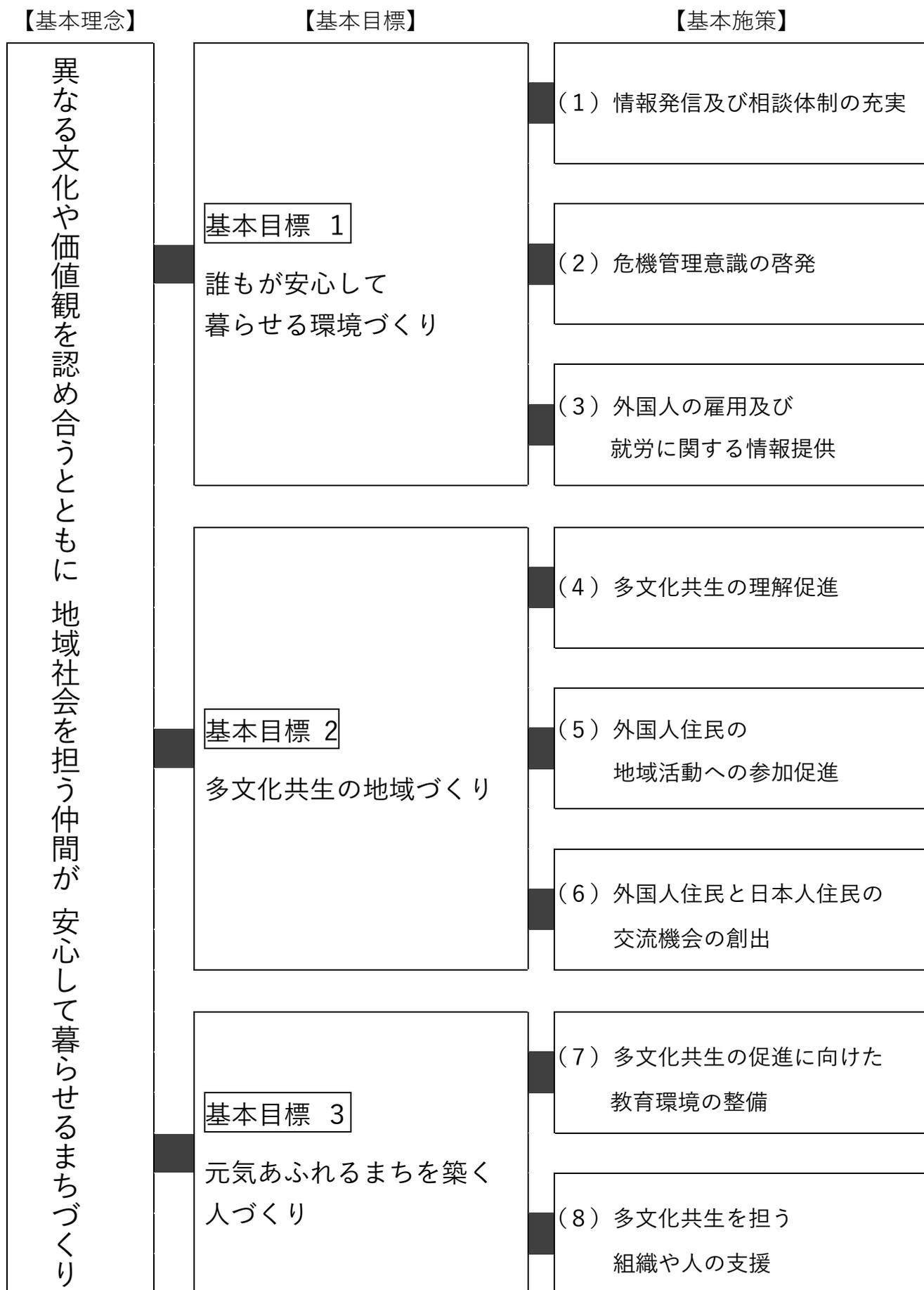
基本目標2 多文化共生の地域づくり

文化や習慣などの違いから生じる問題を解消するためには、外国人住民・日本人住民それぞれがお互いを知る必要があります。異なる文化・慣習を持つ外国人住民と日本人住民が、共に地域に参画できるよう交流機会を提供します。

基本目標3 元気あふれるまちを築く人づくり

多文化共生の意識が地域社会に浸透するためには、その担い手となる人材の育成が欠かせません。この先の担い手となるこどもたちへの啓発を図り、多文化共生意識を根付かせるとともに、自治会・町内会や事業所、小中学校などと連携し、地域社会で活躍する人材や組織の発掘・育成及び支援に取り組んでいきます。

6 計画の体系



第3章 施策の展開

基本目標1 誰もが安心して暮らせる環境づくり

基本施策1 情報発信及び相談体制の充実

日本語の能力が十分でない外国人住民にとって、生活ルールの習得は困難が多く、これは日本人住民の不安や心配にもつながる場合があります。

外国人と日本人双方の安心につなげるために、生活に関する情報の多言語化や、「やさしい日本語」により生活ルールや制度を発信するとともに、生活上の困りごとなどへの対応の充実を図ります。

施策の方向性	内容
1 市の窓口や小中学校、病院などにおける多言語対応の体制の充実【拡充】	ICT を活用した通訳サービスや通訳者の提供などにより、市の窓口や小中学校、病院などでの多言語による対応を行うとともに、実施体制の充実を図ります。
2 多言語での生活情報の提供	日本語能力が十分でない外国人住民に対し、生活ルールや各種制度に関する情報を提供するため、パンフレットや生活ガイドブックなどの多言語化を進めます。 あわせて、内容の更新、対応言語の充実を図り、生活情報を必要とする外国人住民に届くよう周知方法を工夫します。
3 ホームページやSNSによる多言語での情報発信【拡充】	既存のホームページの整備に加え、SNSを活用した多言語での情報発信に取り組み、外国人住民への情報提供の機会を充実させます。
4 広報ふじえだ掲載記事の多言語による発信【拡充】	外国人住民に必要な情報を発信するため、広報ふじえだの記事に二次元コードを掲載するなど、ホームページに誘導することで、多言語での提供に取り組みます。
5 「やさしい日本語」の活用促進【拡充】	市職員の業務における「やさしい日本語」の活用周知に加え、自治会・町内会での普及・啓発にも取り組み、広く利用が促進されるよう努めます。
6 外国語による相談体制の充実【拡充】	外国人住民を対象とした生活相談について、対応言語を拡充するとともに、静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」など関係機関・団体との連携を図ります。
7 自治会・町内会や事業所との連携による生活情報の提供【拡充】	自治会・町内会や外国人を雇用する事業所と連携し、本市が提供する生活情報の資料の活用により、生活ルールの周知を図ります。

基本施策2 危機管理意識の啓発

地震・台風などの災害の多い我が国で、外国人住民が安心して暮らすため、防災に関する意識啓発と、災害時における必要な情報の発信に取り組みます。

また、外国人住民への防犯・交通ルールの啓発により、安全・安心な暮らしにつなげます。

施策の方向性	内容
1 外国人住民に対する 防災意識の啓発【拡充】	災害に備え、地震や水害対策に関する情報提供の多言語化や「やさしい日本語」での周知を図ります。
2 外国人住民の 防災訓練参加促進	外国人住民が多い自主防災会などとの連携により、地域の防災訓練への外国人住民の参加促進を図ります。
3 避難所表示などの多言語化・ ユニバーサルデザイン化 【拡充】	避難所における外国人住民への対応として、各種表示の多言語化や「やさしい日本語」、ユニバーサルデザインを活用したわかりやすい表示に取り組みます。
4 外国人住民に対する 防犯や交通安全啓発	藤枝警察署や交通安全協会などの関係機関・団体と連携し、外国人住民に対する防犯や交通安全意識の啓発を図ります。

基本施策3 外国人の雇用及び就労に関する情報提供

外国人材を求める事業所の就労確保と、外国人の円滑な就業のため、関係機関・団体と連携し情報提供を進めます。

施策の方向性	内容
1 外国人の雇用を希望する 企業への情報提供	関係機関・団体との連携により、特定技能や技能実習生などの受け入れを希望する事業所への情報提供に取り組みます。また、人手不足対策として労働力の確保・定着に関するセミナーの開催など、事業所の課題解決につなげるための支援を行います。
2 定住外国人などへの就労に係 る情報提供【新規】	介護職など人材が不足する職種について、外国人材が定着できるよう、関係機関・団体との連携により日本語学習や資格取得などの支援を行います。
3 外国人が働きやすい職場環境 の整備【新規】	多言語サイン整備や作業手順のマニュアル化など、事業所における働きやすい職場環境づくりの取組を支援します。
4 外国人からの雇用などに関す る問い合わせへの情報提供	外国人からの雇用・就労に関する相談に対し、静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」やハローワークなどとの連携により、支援を行います。

基本目標 2 多文化共生の地域づくり

基本施策 4 多文化共生の理解促進

外国人住民・日本人住民のいずれにも多文化共生・異文化理解の意識を啓発することで、相互理解を図り、コミュニケーション不足や習慣・文化の違いから生じる誤解や不安の解消を図ります。

施策の方向性	内容
1 日本人住民に対する多文化共生の啓発	出前講座や啓発事業、広報活動や交流イベントの開催などにより、外国人に対する差別や誹謗中傷の防止や、異文化理解を含めた多文化共生意識の向上を図ります。
2 外国人住民への多文化共生意識の啓発	市の窓口や交流イベントなどの外国人住民が集まる場において、多文化共生に関する啓発を行います。
3 多文化共生・国際理解に関する教育の実施【拡充】	小中学校などにおいて、道徳や総合的な学習、学校給食の提供などを通して、多文化共生意識の向上を図るとともに、ALT（外国語指導助手）による異文化理解の機会を提供します。
4 外国人住民に関する現状の課題などの意見聴取【新規】	外国人住民や外国人を雇う企業、自治会・町内会へのアンケート調査などにより、意見を広く聴取し、多文化共生施策をより効果的なものとします。

基本施策 5 外国人住民の地域活動への参加促進

多文化共生意識の高い地域づくりを進めるためには、地域コミュニティにおいて外国人住民と日本人住民が共に活躍することが必要です。まずは外国人住民に自治会・町内会などのコミュニティ活動をわかりやすく情報提供し、外国人住民も地域の一員であり、生活者であるという意識の浸透を進めます。

施策の方向性	内容
1 外国人住民の地域コミュニティへの参加促進【拡充】	多言語や「やさしい日本語」での積極的な情報提供により、地域コミュニティ活動についてわかりやすく説明します。 また、外国人住民が多く生活する地域を対象に、モデル事業を通じて自治会・町内会や事業所、小中学校などと連携して、地域への参画を促します。
2 外国人住民の地域の一員としての積極的な登用の啓発	外国人住民が地域社会の一員として幅広く活躍できるよう、各種委員や役員への積極的な登用に向けた啓発と理解の促進を図ります。

基本施策6 外国人住民と日本人住民の交流機会の創出

外国人住民と日本人住民の相互理解を図るうえで、異なる文化や風習を理解し合えるイベントなどは非常に有効です。

藤枝市国際友好協会や、多文化共生の推進に取り組む関係機関・団体との連携及び支援により、異文化交流機会の創出・充実を進めます。

施策の方向性	内容
1 国際交流イベントの開催 【拡充】	藤枝市国際友好協会など関係機関・団体とのイベントの開催や事業所と連携したスポーツ大会などにより、外国人住民と日本人住民の交流の機会を創出し、多文化共生の理解促進を図るとともに、留学生の参加も促すことで、藤枝市で学びやすく生活しやすい環境づくりにつなげます。
2 藤枝市国際友好協会の活動支援	市の国際理解と多文化共生の促進に向けた活動を実施する藤枝市国際友好協会と相互に連携を図り、各種活動の支援を行います。
3 多文化共生推進団体の活動支援	多文化共生や国際交流に関する活動を行う市民団体に対し、関係機関・団体からの情報共有を図るとともに、各種活動の支援を行います。

基本目標3 元気あふれるまちを築く人づくり

基本施策7 多文化共生の促進に向けた教育環境の整備

外国人住民が生活していくうえで、日本語は必要不可欠であることから、日本語の習得機会の提供と充実を図ります。

また、日本語の習得が不十分な子どもや保護者に対し必要な支援を行うとともに、小中学校での多文化共生への理解促進に向けた学習機会の提供を行います。

施策の方向性	内容
1 日本語学習機会の提供と体制の充実【拡充】	日本語学習機会の希望をかなえるために、本市で実施する「日本語講座」の充実を図ります。また、外国人を雇用する事業所や外国人が通う小中学校などへ周知することで必要としている外国人の参加を促します。
2 日本語学習機会「体験型」の実施【新規】	「日本語講座」の発展として、新たにゴミの分別方法など地域で生活する上で必要な知識を学ぶ「体験型」の講座を実施することで、生活での困りごとの解消につなげます。
3 学校生活への適応支援	日本語が不自由な児童・生徒に対し、学習の遅れが生じないように支援を行います。

4	外国人の保護者に対する 支援・情報提供	小中学校などのルールや制度を啓発・指導するため、通訳の派遣などにより保護者をサポートします。
5	就学時における児童・ 保護者への支援	こどもが就学を迎える外国人の保護者に対し、必要な情報を提供することで、円滑な就学につなげます。
6	多文化共生・国際理解 に関する教育の実施 (再掲) 【拡充】	小中学校などにおいて、道徳や総合的な学習、学校給食の提供などを通して、多文化共生意識の向上を図るとともに、A L T (外国語指導助手) による異文化理解の機会を提供します。

基本施策 8 多文化共生を担う組織や人の支援

多文化共生意識を根付かせるための担い手となるキーパーソンを発掘するとともに、市内で活躍する外国人住民の活動を発信します。

あわせて外国人の活動を支援する関係機関・団体に対し、情報提供などにより支援を行います。

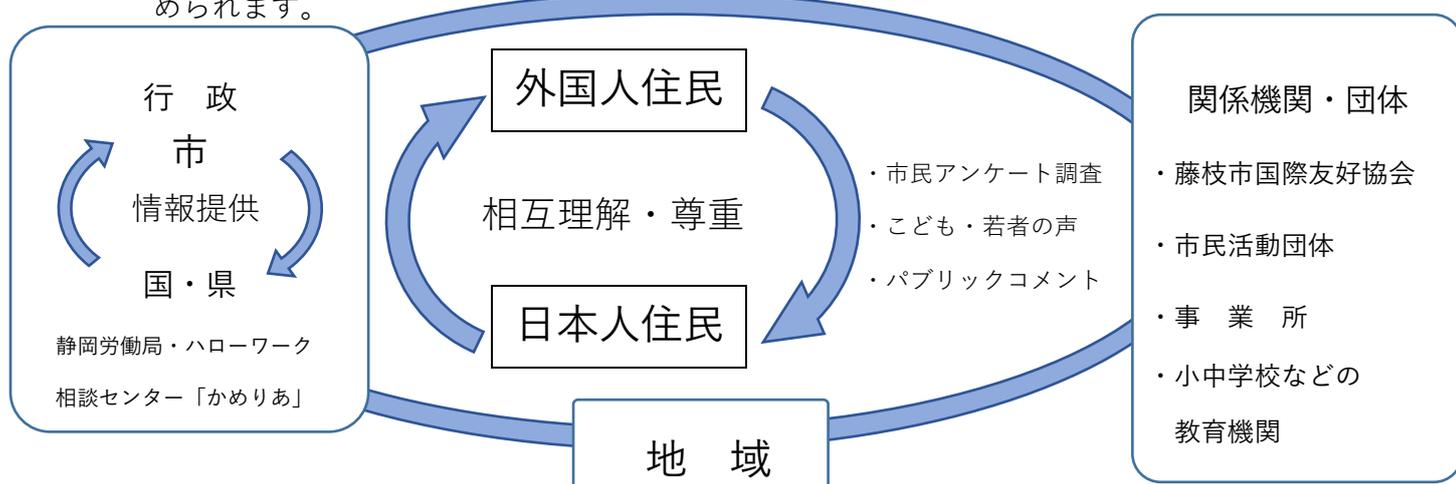
施策の方向性	内容
1 キーパーソンの発掘 【拡充】	自治会・町内会や事業所、小中学校などと連携し、地域やコミュニティにおいて活躍する外国人や、多文化共生を推進するために活動する人などを発掘し、その取組を支援します。
2 活躍する外国人の紹介	市内で活躍する外国人を、各種媒体で紹介します。
3 藤枝市国際友好協会の活動支援 (再掲)	市の国際理解と多文化共生の促進に向けた活動を実施する藤枝市国際友好協会と相互に連携を図り、各種活動の支援を行います。
4 多文化共生推進団体の活動支援 (再掲)	多文化共生や国際交流に関する活動を行う市民団体に対し、情報提供などの支援を行います。

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政はもちろん、自治会・町内会などの地縁団体、藤枝市国際友好協会をはじめとした多文化共生に関係する市民団体や、事業所や教育機関など、多くの関係機関・団体が連携して取り組んでいく必要があります。

また、市民一人ひとりにも、国籍にとらわれずお互いの違いを理解し、尊重し合う意識が求められます。



2 計画の進捗管理

本計画の理念である「異なる文化や価値観を認め合うとともに 地域社会を担う仲間が安心して暮らせるまちづくり」を総合的に推進するため、庁内各課と連携を図ります。

また、施策の進捗状況を点検するため、進捗状況調査を毎年実施し、藤枝市多文化共生施策推進会議で状況を報告します。

【計画期間内の達成目標】

基本目標	内容	現状値	目標値
		2024 (令和6)	2030 (令和12)
1 誰もが安心して暮らせる環境づくり	「やさしい日本語」により情報提供を行った行政資料の件数 (累計)	13 件	30 件
	「多言語」により情報提供を行った行政資料の件数 (累計)	10 件	30 件
2 多文化共生の地域づくり	国際交流イベントへの参加者数 (R8~12 累計)	128 人	2,000 人
	日本人住民に親しみを感じる外国人住民の割合	20.8%	30%
	外国人住民に親しみを感じる日本人住民の割合	48.7%	60%
3 元気あふれるまちを築く人づくり	日本語講座の受講者数 (年間延べ人数)	532 人	700 人

参考資料

1 外国人住民及び日本人住民に対するアンケート

計画の策定にあたり、今後の多文化共生施策の基礎資料とするため、藤枝市に在住する外国人住民の生活や意識などの実態と、日本人住民の多文化共生意識を把握するための調査を下記のとおり実施しました。

(1) 外国人住民に対するアンケート（調査期間 2024（令和6）年10月～12月）

①調査対象

2024（令和6）年度における、藤枝市内における18歳以上の外国人住民のうち、
在住人口の多い国籍上位5か国の国籍者 1,000人

②調査方法

郵送による通知発送－Webによる回答（通知にQRコードを掲載）

藤枝市ホームページ内に、日本語（ふりがな付き）及び対象国籍の母国語に翻訳した回答用フォームを作成。送付する通知に回答用フォームのURL（QRコード）を記載し、インターネット及びスマートフォンで回答。

③回答結果

送付数	回答数	回答率
1,000	279	27.9%

(2) 日本人住民に対するアンケート（調査期間 2024（令和6）年8月～9月）

①調査対象

2024（令和6）年度における、藤枝市内の自治会長及び町内会長 256人

②調査方法

郵送による発送－郵送による回収

③回答結果

送付数	回答数	回答率
256	227	88.7%

(3) 注意点

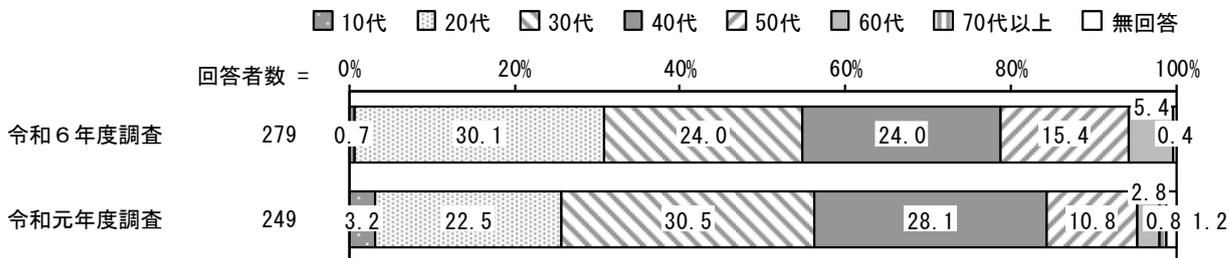
①比率はすべて百分率で表示し、少数点第2位を四捨五入して算出しており、回答比率の合計が100%にならないことがあります。

②複数の回答を求めている場合は、回答比率の合計が100%になりません。

外国人住民アンケート 調査結果

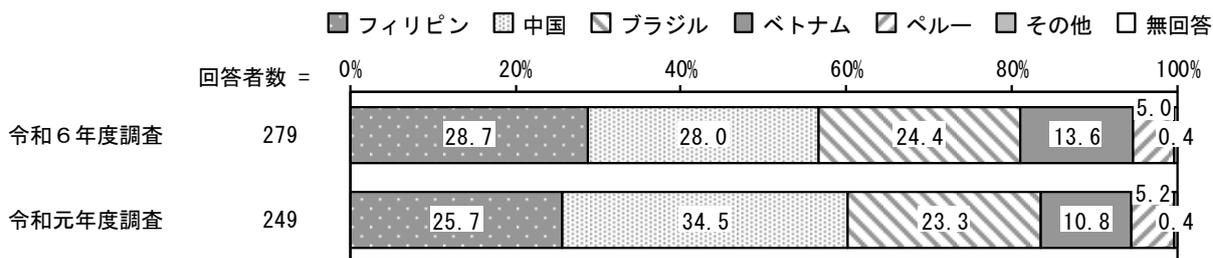
1 あなたについてお尋ねします

問1 あなたの年齢は



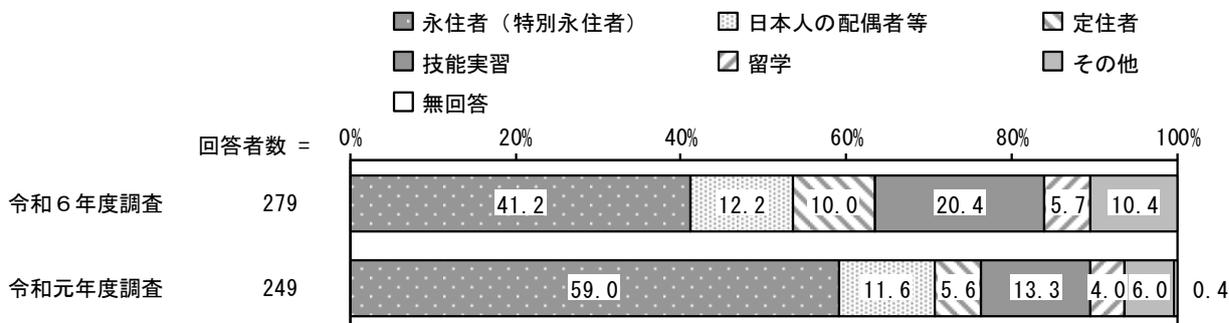
「20代」の割合が30.1%と最も高く、次いで「30代」、「40代」の割合が24.0%となっています。令和元年度調査と比較すると、「20代」の割合が増加しています。一方、「30代」の割合が減少しています。

問2 あなたの国籍は



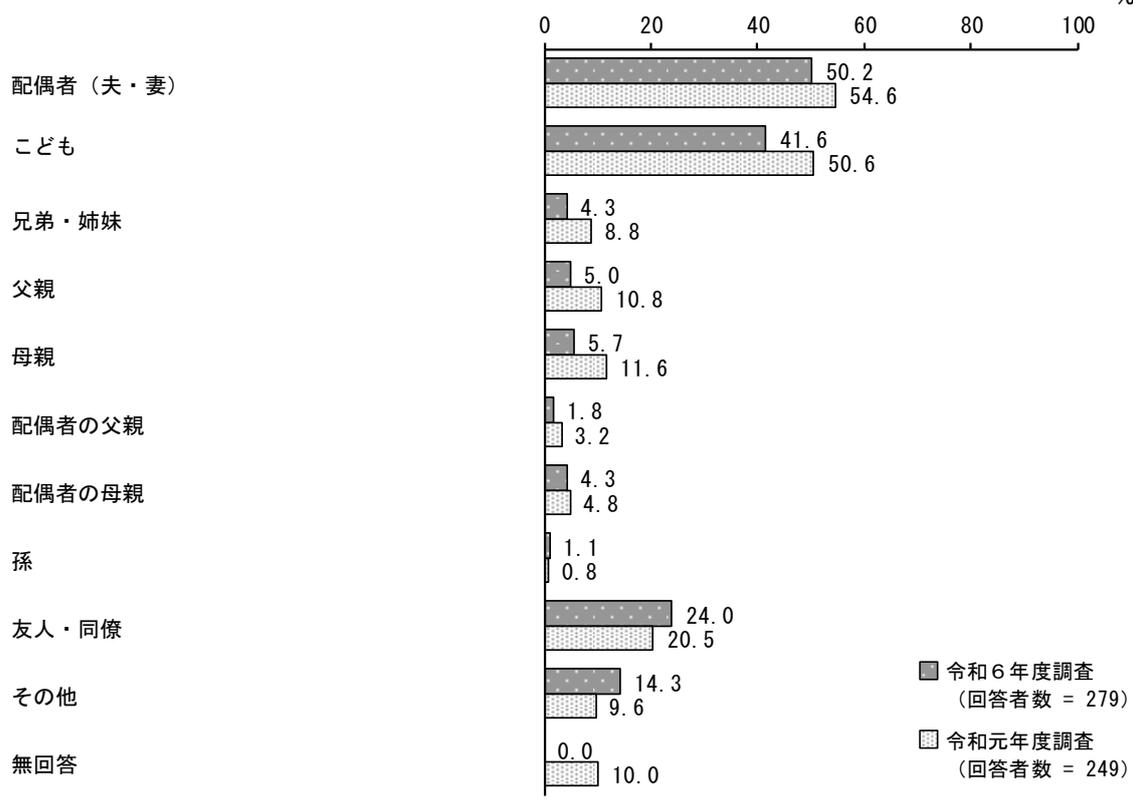
「フィリピン」の割合が28.7%と最も高く、次いで「中国」の割合が28.0%、「ブラジル」の割合が24.4%となっています。令和元年度調査と比較すると、「中国」の割合が減少しています。

問3 あなたの在留資格は



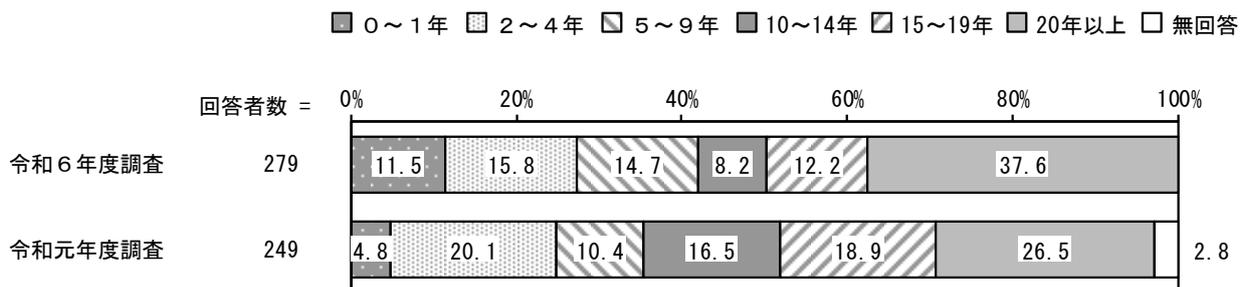
「永住者（特別永住者）」の割合が41.2%と最も高く、次いで「技能実習」の割合が20.4%、「日本人の配偶者等」の割合が12.2%となっています。令和元年度調査と比較すると、「技能実習」の割合が増加しています。一方、「永住者（特別永住者）」の割合が減少しています。

問4 いっしょに住んでいる人を教えてください（あてはまるものすべて）



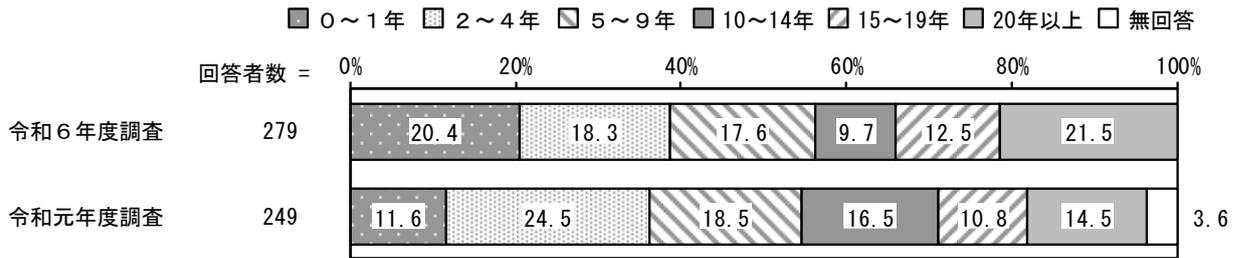
「配偶者（夫・妻）」の割合が50.2%と最も高く、次いで「子ども」の割合が41.6%、「友人・同僚」の割合が24.0%となっています。令和元年度調査と比較すると、「子ども」「父親」「母親」の割合が減少しています。

問5 - 1 日本の滞在期間は



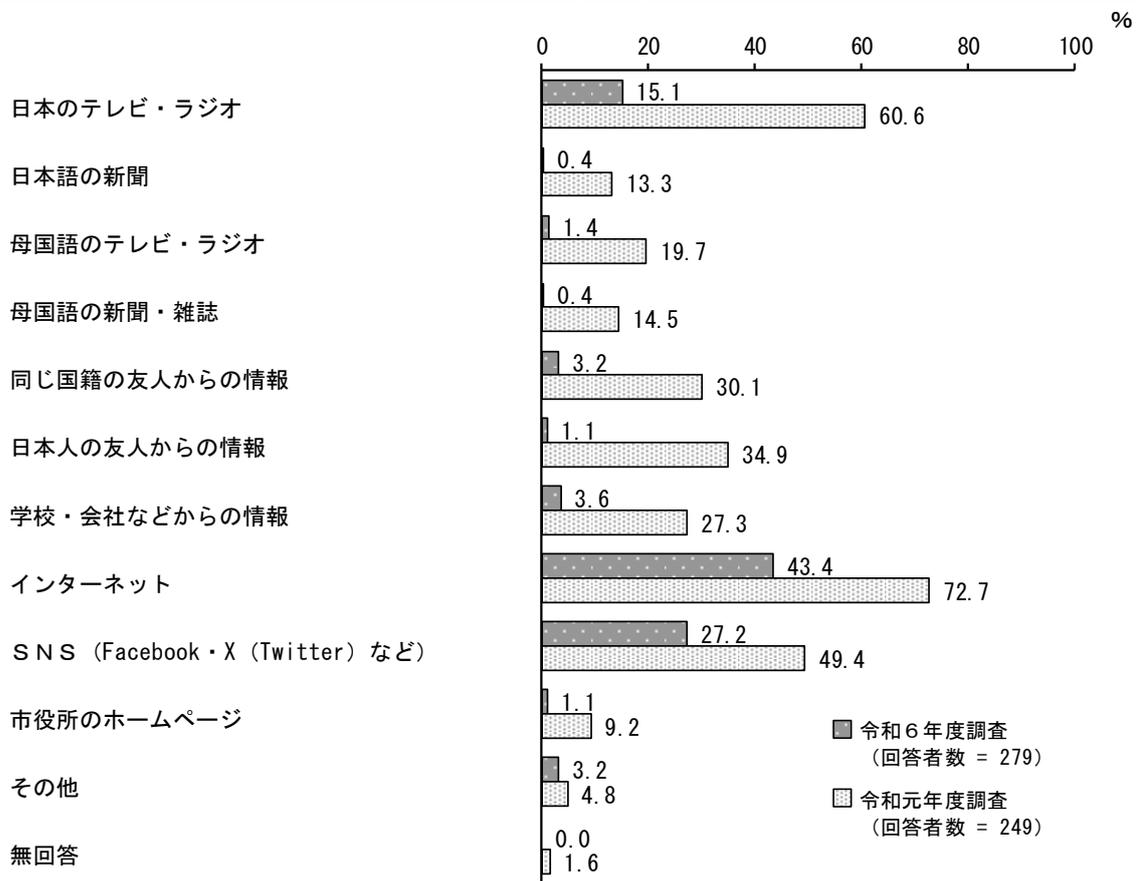
「20年以上」の割合が37.6%と最も高く、次いで「2～4年」の割合が15.8%、「5～9年」の割合が14.7%となっています。令和元年度調査と比較すると、「0～1年」「20年以上」の割合が増加しています。一方、「10～14年」「15～19年」の割合が減少しています。

問5-2 日本の滞在期間（うち藤枝市）は



「20年以上」の割合が21.5%と最も高く、次いで「0～1年」の割合が20.4%、「2～4年」の割合が18.3%となっています。令和元年度調査と比較すると、「0～1年」「20年以上」の割合が増加しています。一方、「2～4年」「10～14年」の割合が減少しています。

問6 あなたがよく利用するメディアや情報は（いくつでも）



「インターネット」の割合が43.4%と最も高く、次いで「SNS (Facebook・X (旧 Twitter) など)」の割合が27.2%、「日本のテレビ・ラジオ」の割合が15.1%となっています。

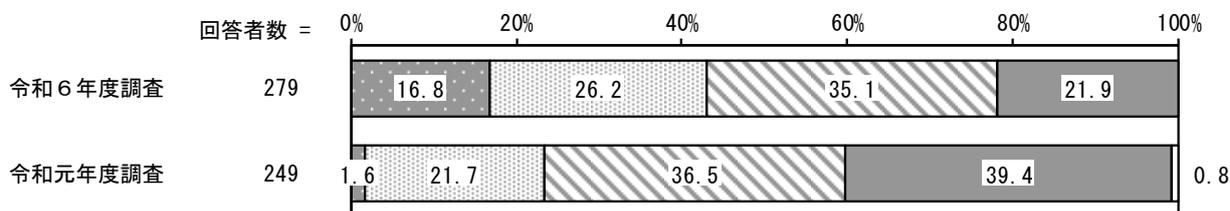
令和元年度調査と比較すると、「日本のテレビ・ラジオ」「日本語の新聞」「母国語のテレビ・ラジオ」「母国語の新聞・雑誌」「同じ国籍の友人からの情報」「日本人の友人からの情報」「学校・会社などからの情報」「インターネット」「SNS (Facebook・X (旧 Twitter) など)」「市役所のホームページ」の割合が減少しています。

※前回調査では、「学校・会社などからの情報」の選択肢は「会社からの情報」となっていました。

問7 日本語はどの程度できますか（あてはまるところにチェック）

問7-1 日本語で話をする

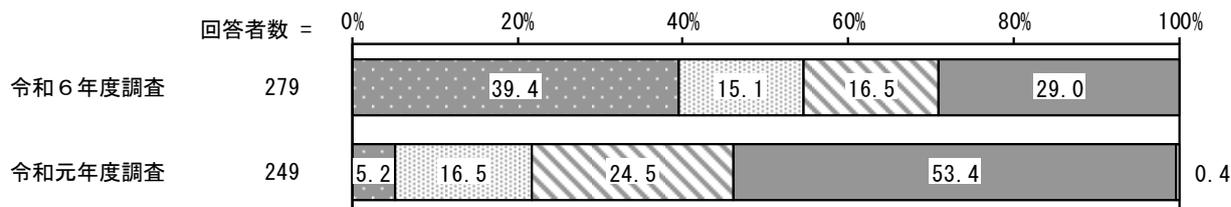
■ まったくできない □ 少しだけできる ▨ ある程度できる ■ 問題なくできる □ 無回答



「ある程度できる」の割合が35.1%と最も高く、次いで「少しだけできる」の割合が26.2%、「問題なくできる」の割合が21.9%となっています。令和元年度調査と比較すると、「まったくできない」の割合が増加しています。一方、「問題なくできる」の割合が減少しています。

問7-2 ひらがな・カタカナを読む

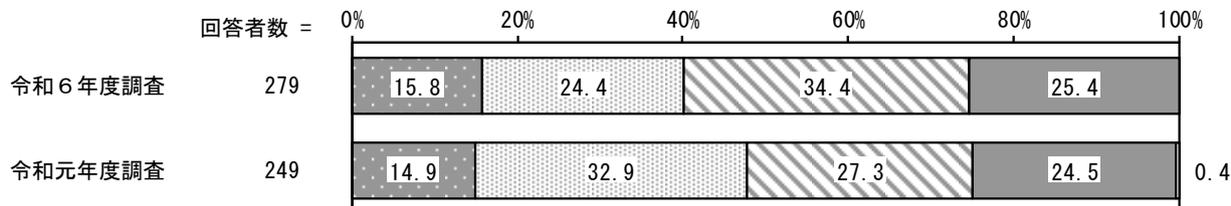
■ まったくできない □ 少しだけできる ▨ ある程度できる ■ 問題なくできる □ 無回答



「まったくできない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「問題なくできる」の割合が29.0%、「ある程度できる」の割合が16.5%となっています。令和元年度調査と比較すると、「まったくできない」の割合が増加しています。一方、「ある程度できる」「問題なくできる」の割合が減少しています。

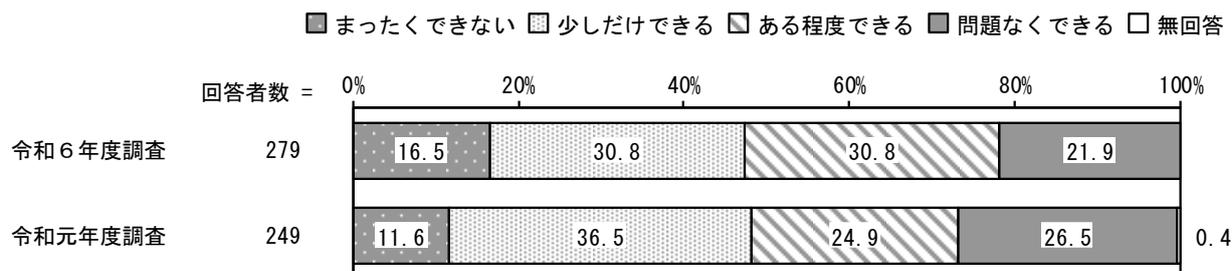
問7-3 漢字を読む

■ まったくできない □ 少しだけできる ▨ ある程度できる ■ 問題なくできる □ 無回答



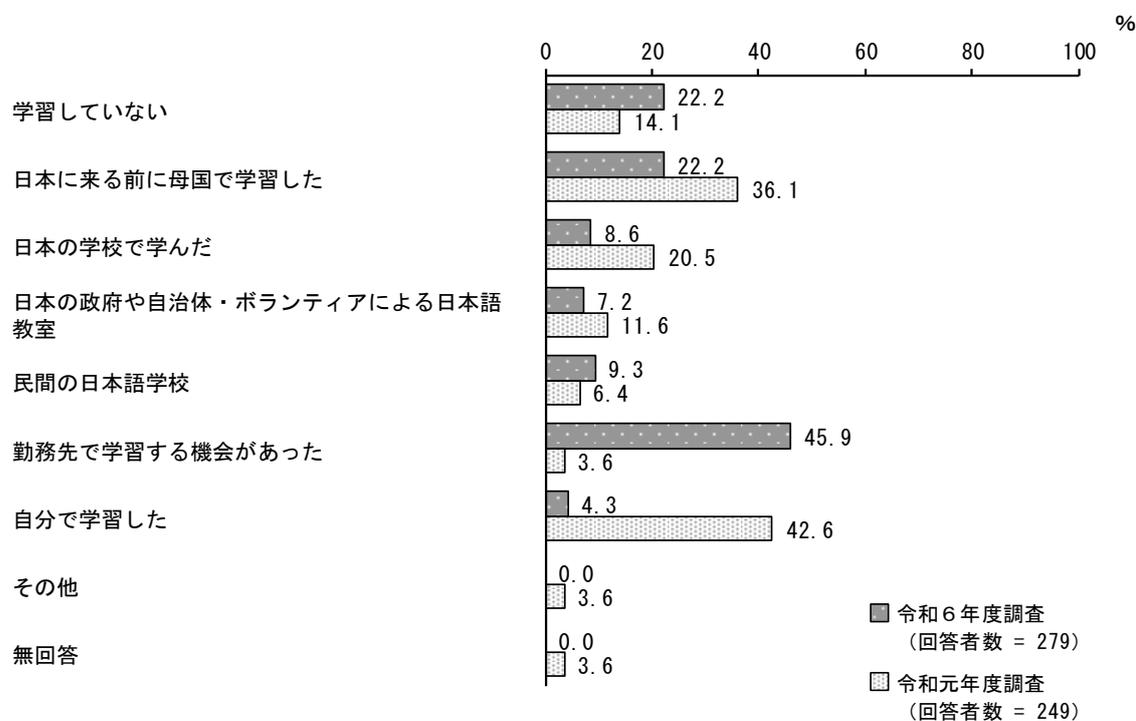
「ある程度できる」の割合が34.4%と最も高く、次いで「問題なくできる」の割合が25.4%、「少しだけできる」の割合が24.4%となっています。令和元年度調査と比較すると、「ある程度できる」の割合が増加しています。一方、「少しだけできる」の割合が減少しています。

問7-4 日本語を書く



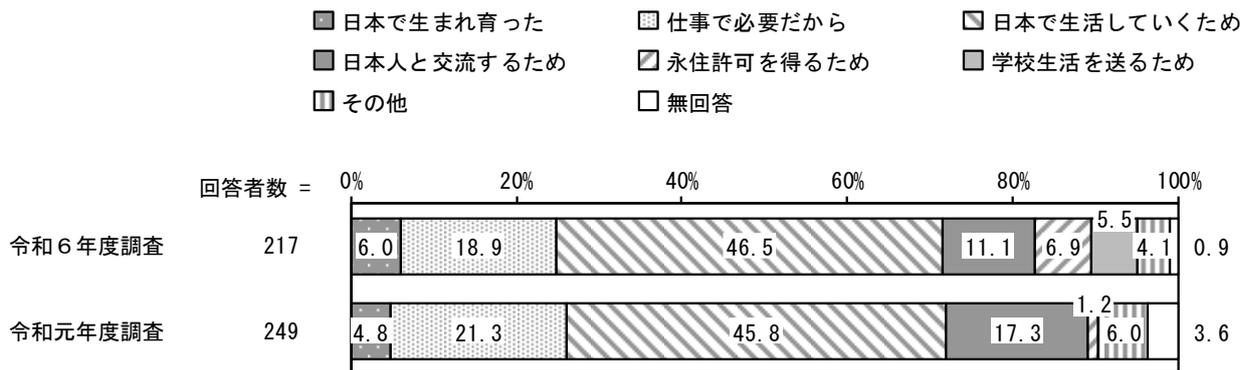
「少しだけできる」、「ある程度できる」の割合が30.8%と最も高く、次いで「問題なくできる」の割合が21.9%となっています。令和元年度調査と比較すると、「ある程度できる」の割合が増加しています。一方、「少しだけできる」の割合が減少しています。

問8 日本語を学習したことがありますか（いくつでも）



「勤務先で学習する機会があった」の割合が45.9%と最も高く、次いで「学習していない」、「日本に来る前に母国で学習した」の割合が22.2%となっています。また、「学習していない」の割合が22.2%となっています。令和元年度調査と比較すると、「学習していない」「勤務先で学習する機会があった」の割合が増加しています。一方、「日本に来る前に母国で学習した」「日本の学校で学んだ」「自分で学習した」の割合が減少しています。

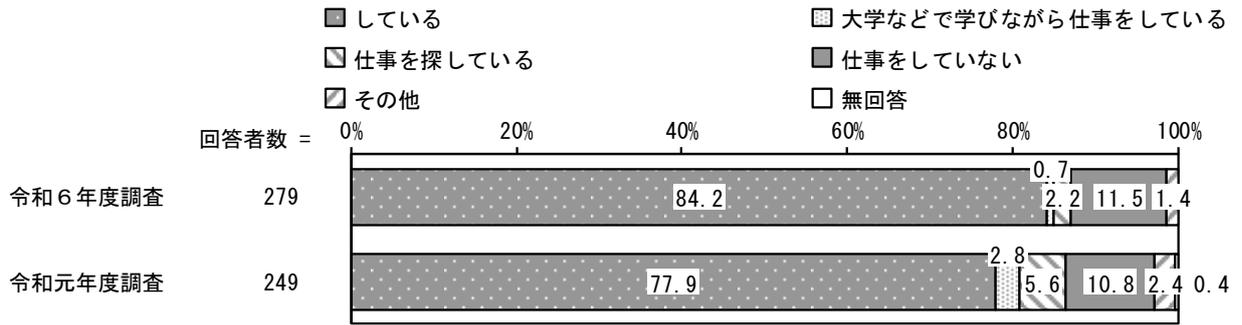
問9 日本語を学習した（している）理由は



「日本で生活していくため」の割合が46.5%と最も高く、次いで「仕事で必要だから」の割合が18.9%、「日本人と交流するため」の割合が11.1%となっています。令和元年度調査と比較すると、「永住許可を得るため」の割合が増加しています。一方、「日本人と交流するため」の割合が減少しています。

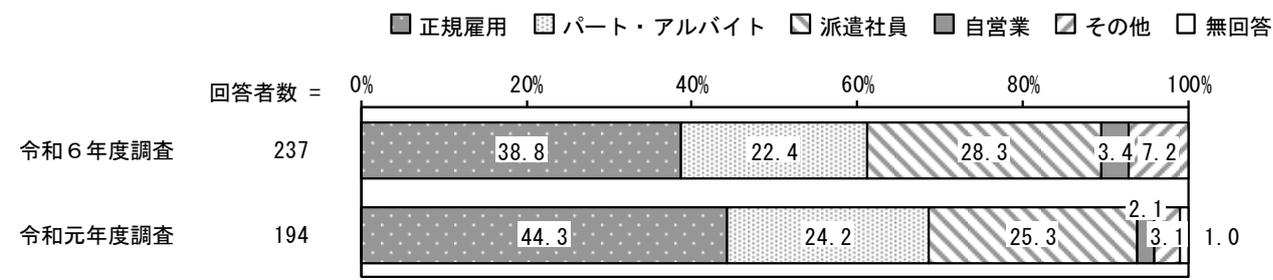
2 仕事についてお尋ねします

問10 お仕事はしていますか



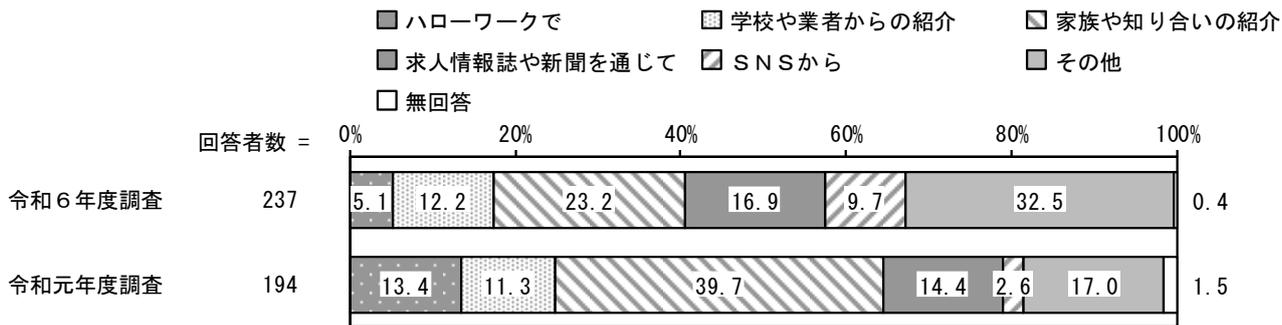
「している」の割合が84.2%と最も高く、次いで「仕事をしていない」の割合が11.5%となっています。令和元年度調査と比較すると、「している」の割合が増加しています。

問11 雇用の形態は（Q10で「している」と回答した人）



「正規雇用」の割合が38.8%と最も高く、次いで「派遣社員」の割合が28.3%、「パート・アルバイト」の割合が22.4%となっています。令和元年度調査と比較すると、「正規雇用」の割合が減少しています。

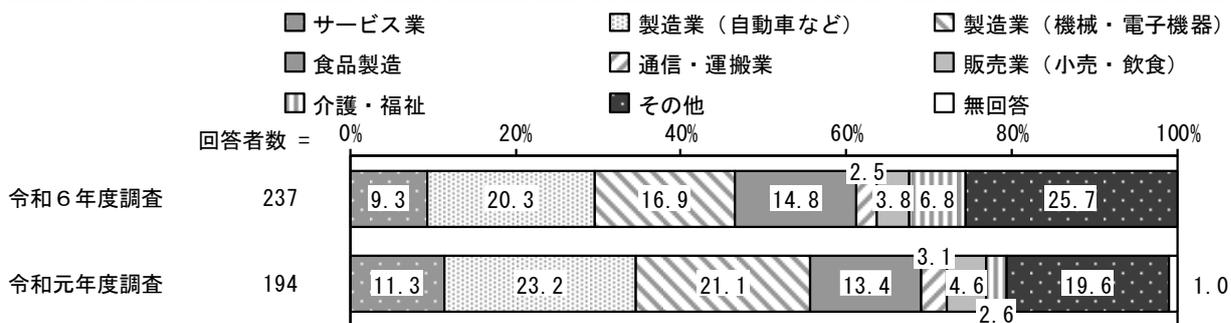
問 12 今のお仕事はどのように探しましたか



「家族や知り合いの紹介」の割合が23.2%と最も高く、次いで「求人情報誌や新聞を通じて」の割合が16.9%、「学校や業者からの紹介」の割合が12.2%となっています。

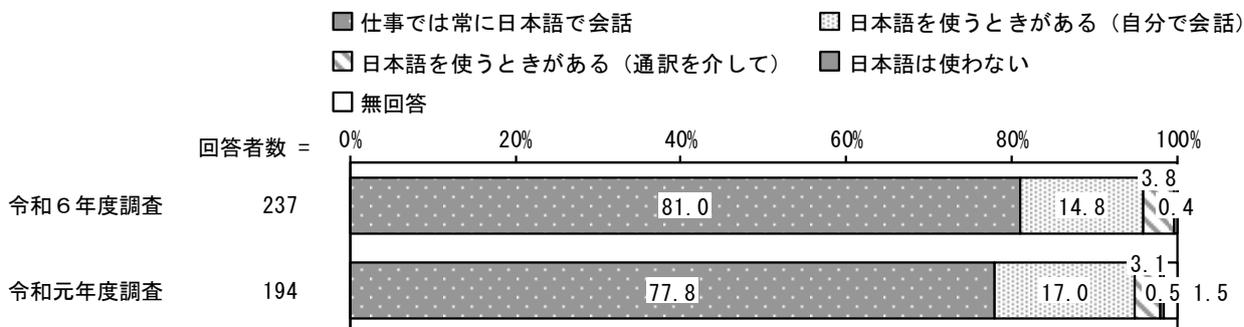
令和元年度調査と比較すると、「SNSから」の割合が増加しています。一方、「ハローワークで」「家族や知り合いの紹介」の割合が減少しています。

問 13 職種は何ですか



「製造業（自動車など）」の割合が20.3%と最も高く、次いで「製造業（機械・電子機器）」の割合が16.9%、「食品製造」の割合が14.8%となっています。令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

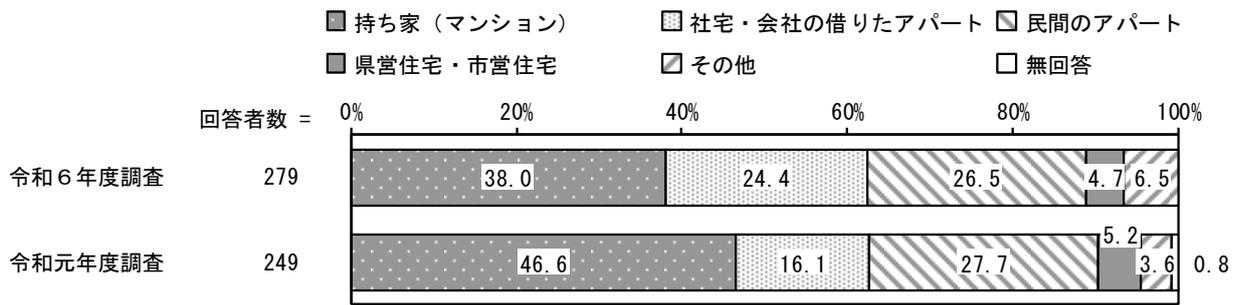
問 14 仕事で日本語をどのくらい使いますか（Q10で「している」と回答した人）



「仕事では常に日本語で会話」の割合が81.0%と最も高く、次いで「日本語を使うときがある（自分で会話）」の割合が14.8%となっています。令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

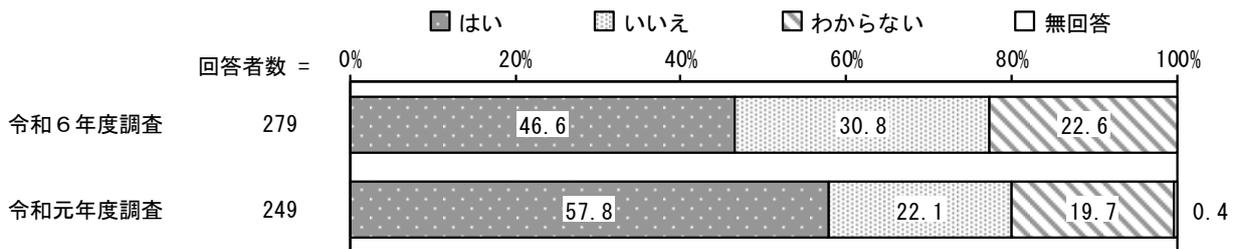
3 住まいや生活についてお尋ねします

問 15 今の家は



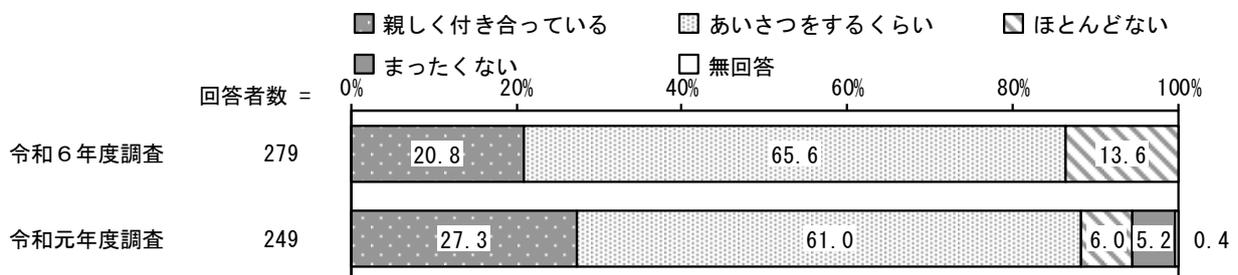
「持ち家(マンション)」の割合が38.0%と最も高く、次いで「民間のアパート」の割合が26.5%、「社宅・会社の借りたアパート」の割合が24.4%となっています。
 令和元年度調査と比較すると、「社宅・会社の借りたアパート」の割合が増加しています。一方、「持ち家(マンション)」の割合が減少しています。

問 16 町内会には入っていますか



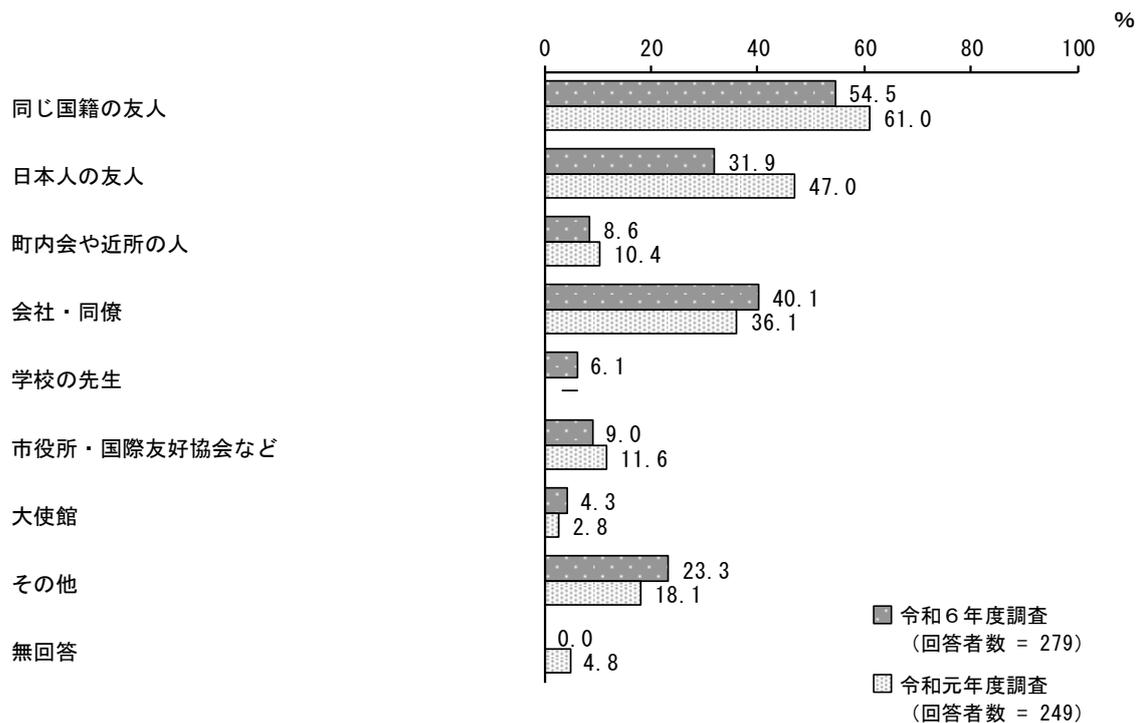
「はい」の割合が46.6%、「いいえ」の割合が30.8%、「わからない」の割合が22.6%となっています。令和元年度調査と比較すると、「いいえ」の割合が増加しています。一方、「はい」の割合が減少しています。

問 17 近所の日本人とのつきあいはありますか



「あいさつをするくらい」の割合が65.6%と最も高く、次いで「親しく付き合っている」の割合が20.8%、「ほとんどない」の割合が13.6%となっています。令和元年度調査と比較すると、「ほとんどない」の割合が増加しています。一方、「親しく付き合っている」「まったくない」の割合が減少しています。

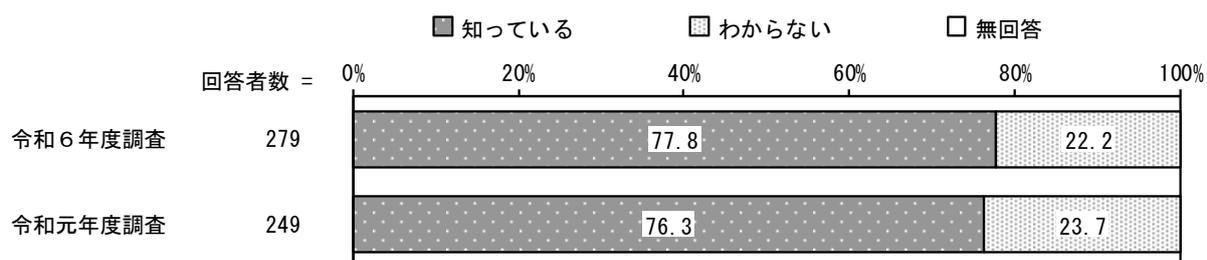
問 18 生活で困ったことがあったとき、だれに相談しますか（いくつでも）



「同じ国籍の友人」の割合が54.5%と最も高く、次いで「会社・同僚」の割合が40.1%、「日本人の友人」の割合が31.9%となっています。令和元年度調査と比較すると、「同じ国籍の友人」「日本人の友人」の割合が減少しています。

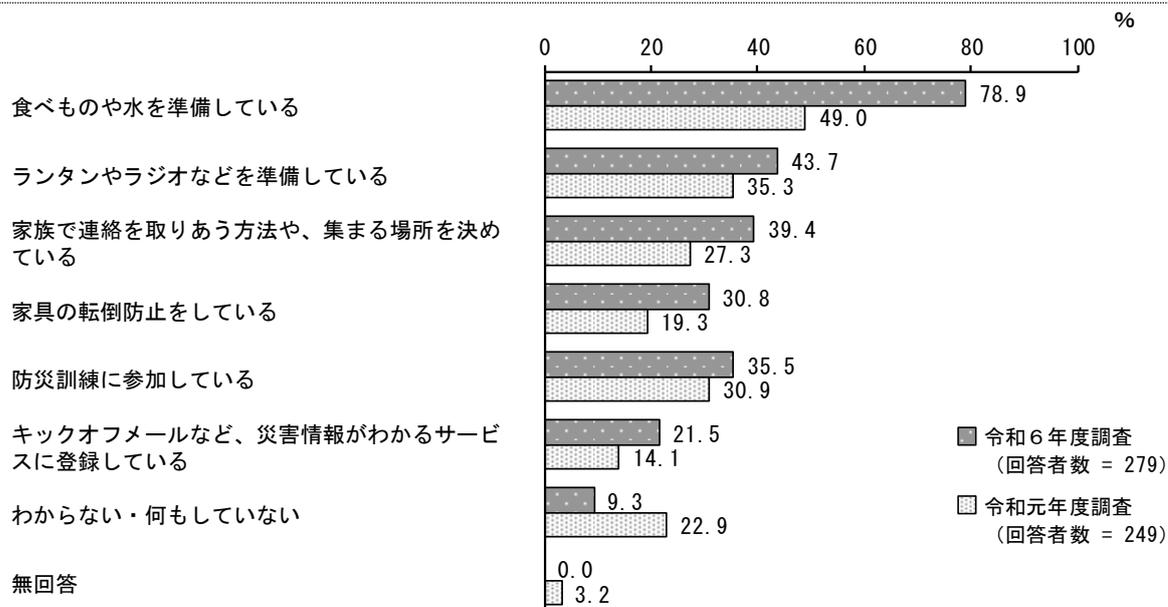
4 災害についてお尋ねします

問 19 地震や台風などの災害のときに避難する場所を知っていますか



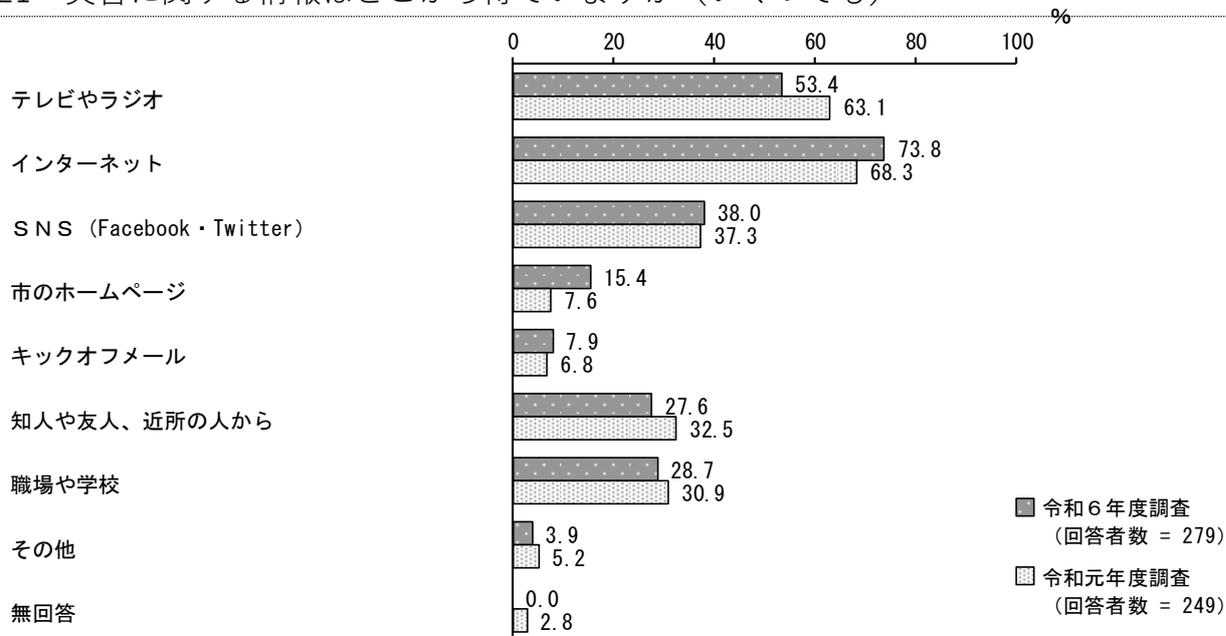
「知っている」の割合が77.8%、「わからない」の割合が22.2%となっています。令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

問 20 災害のために備えていることはありますか（いくつでも）



「食べものや水を準備している」の割合が78.9%と最も高く、次いで「ランタンやラジオなどを準備している」の割合が43.7%、「家族で連絡を取りあう方法や、集まる場所を決めている」の割合が39.4%となっています。令和元年度調査と比較すると、「食べものや水を準備している」「ランタンやラジオなどを準備している」「家族で連絡を取りあう方法や、集まる場所を決めている」「家具の転倒防止をしている」「キックオフメールなど、災害情報がわかるサービスに登録している」の割合が増加しています。一方、「わからない・何もしていない」の割合が減少しています。

問 21 災害に関する情報はどこから得ていますか（いくつでも）

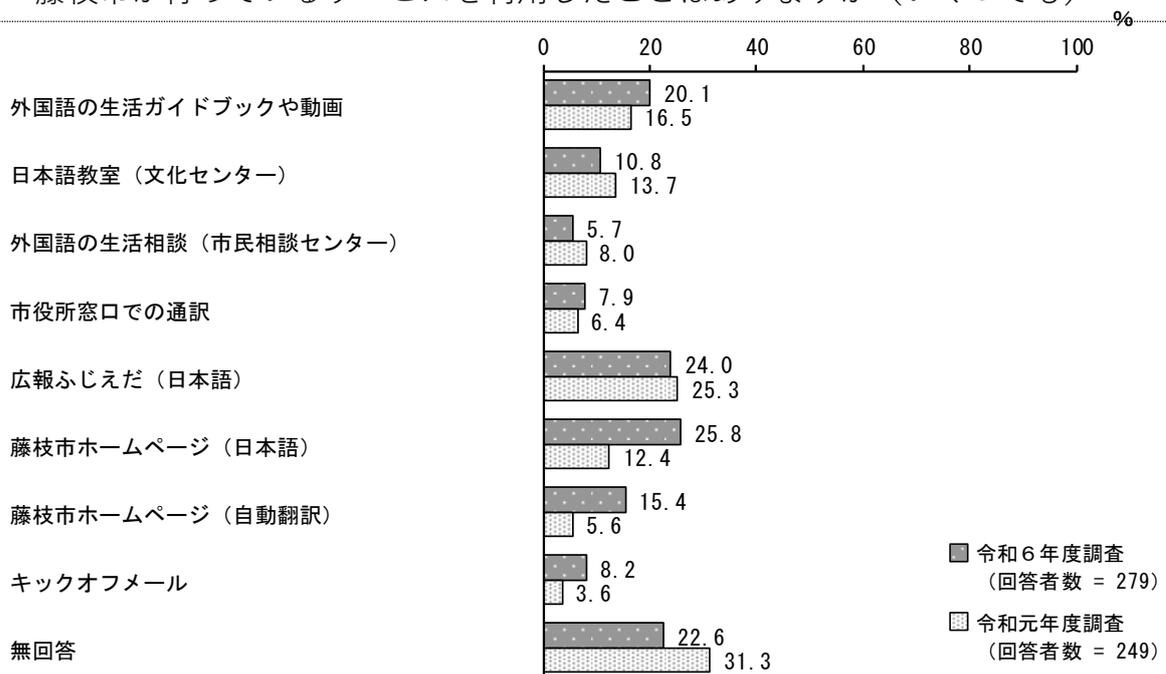


「インターネット」の割合が73.8%と最も高く、次いで「テレビやラジオ」の割合が53.4%、「SNS (Facebook・旧 Twitter)」の割合が38.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「インターネット」「市のホームページ」の割合が増加しています。一方、「テレビやラジオ」の割合が減少しています。

5 藤枝市についてお尋ねします

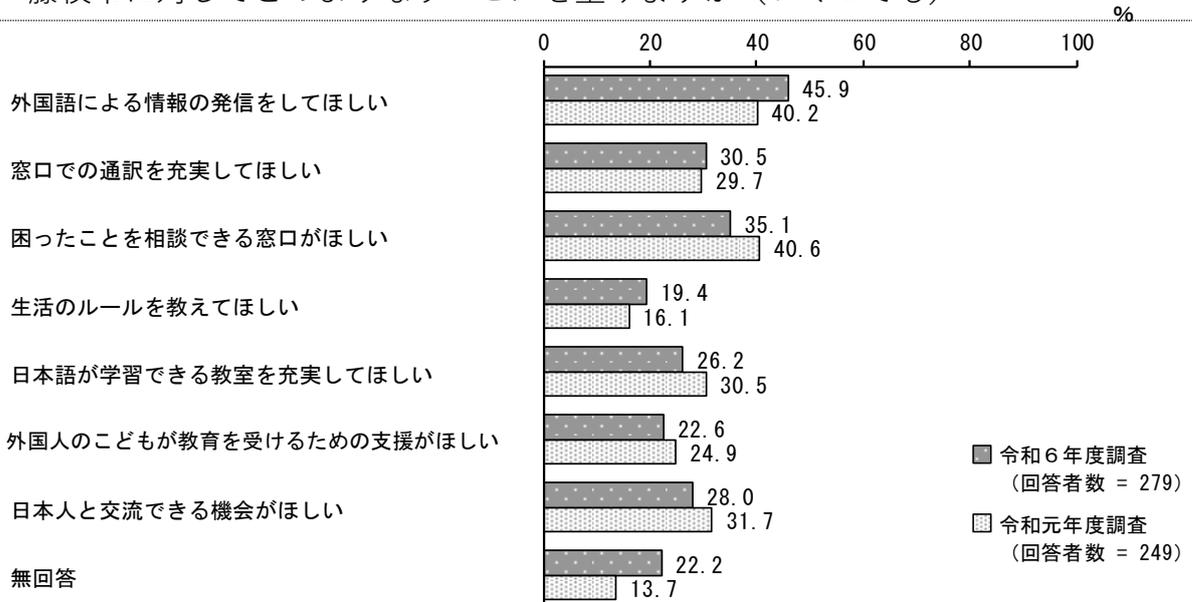
問 22 藤枝市が行っているサービスを利用したことはありますか（いくつでも）



「藤枝市ホームページ（日本語）」の割合が25.8%と最も高く、次いで「広報ふじえだ（日本語）」の割合が24.0%、「外国語の生活ガイドブックや動画」の割合が20.1%となっています。

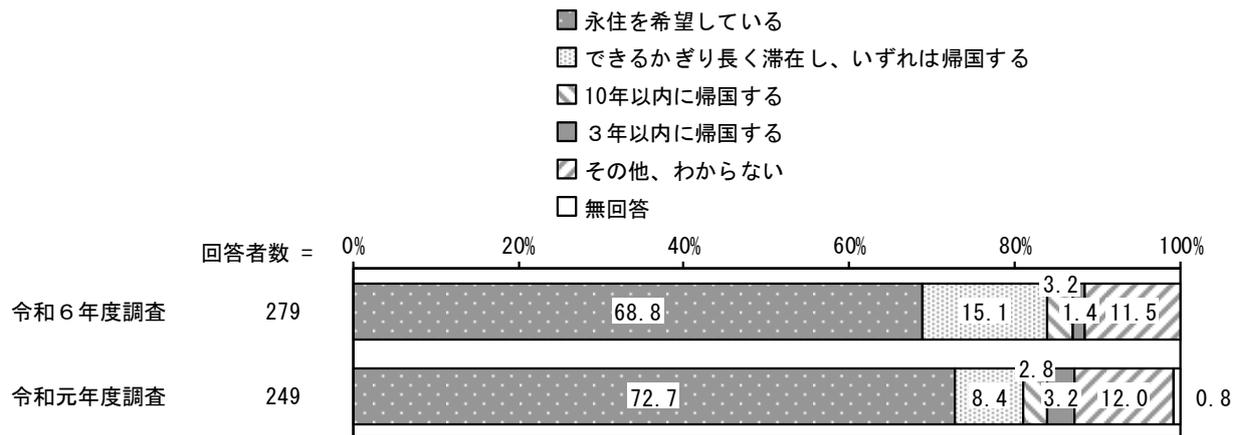
令和元年度調査と比較すると、「藤枝市ホームページ（日本語）」「藤枝市ホームページ（自動翻訳）」の割合が増加しています。

問 23 藤枝市に対してどのようなサービスを望みますか（いくつでも）



「外国語による情報の発信をしてほしい」の割合が45.9%と最も高く、次いで「困ったことを相談できる窓口がほしい」の割合が35.1%、「窓口での通訳を充実してほしい」の割合が30.5%となっています。令和元年度調査と比較すると、「外国語による情報の発信をしてほしい」の割合が増加しています。一方、「困ったことを相談できる窓口がほしい」の割合が減少しています。

問 24 今後、あなたは日本にどのように滞在したいと考えていますか

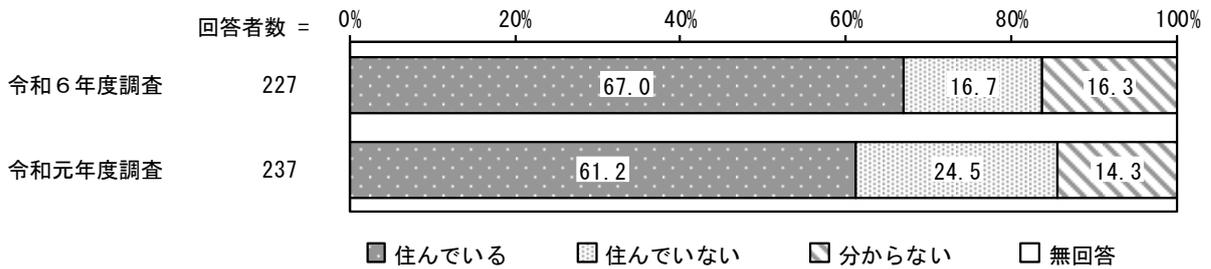


「永住を希望している」の割合が68.8%と最も高く、次いで「できるかぎり長く滞在し、いずれは帰国する」の割合が15.1%、「その他、わからない」の割合が11.5%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「できるかぎり長く滞在し、いずれは帰国する」の割合が増加しています。

日本人住民に対するアンケート 調査結果

問1 あなたが住む地域に外国人住民が住んでいますか。一つだけ○をつけてください。

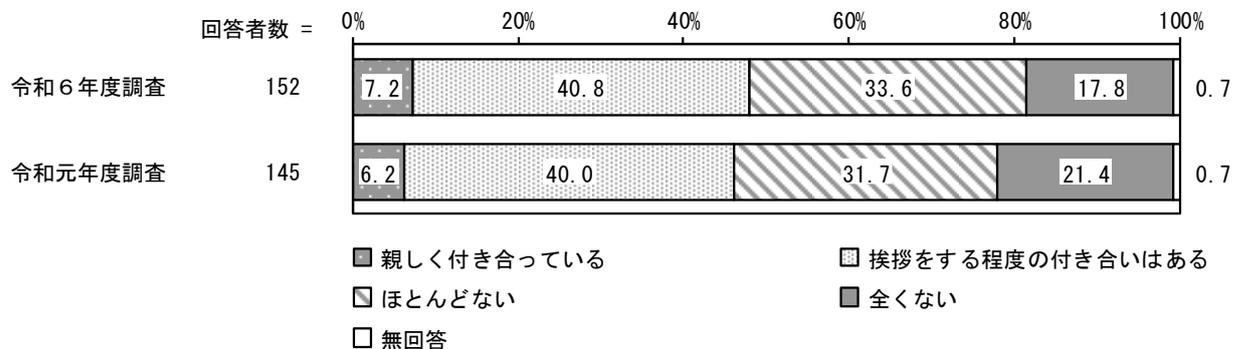


「住んでいる」の割合が67.0%、「住んでいない」の割合が16.7%、「分からない」の割合が16.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「住んでいる」の割合が増加しています。一方、「住んでいない」の割合が減少しています。

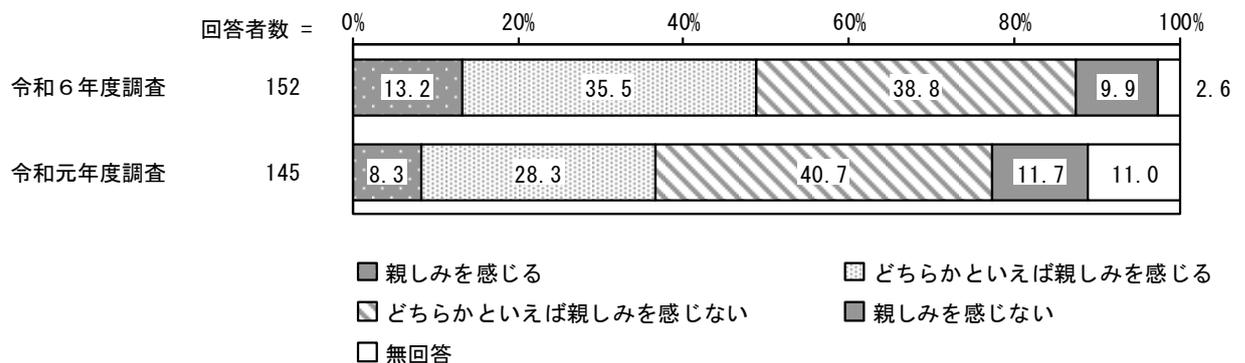
※次の問2・問3は、問1で「1 住んでいる」を選択された方にお聞きします。

問2 地域の外国人住民との付き合いはありますか。一つだけ○をつけてください。



「挨拶をする程度の付き合いはある」の割合が40.8%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が33.6%、「全くない」の割合が17.8%となっています。令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

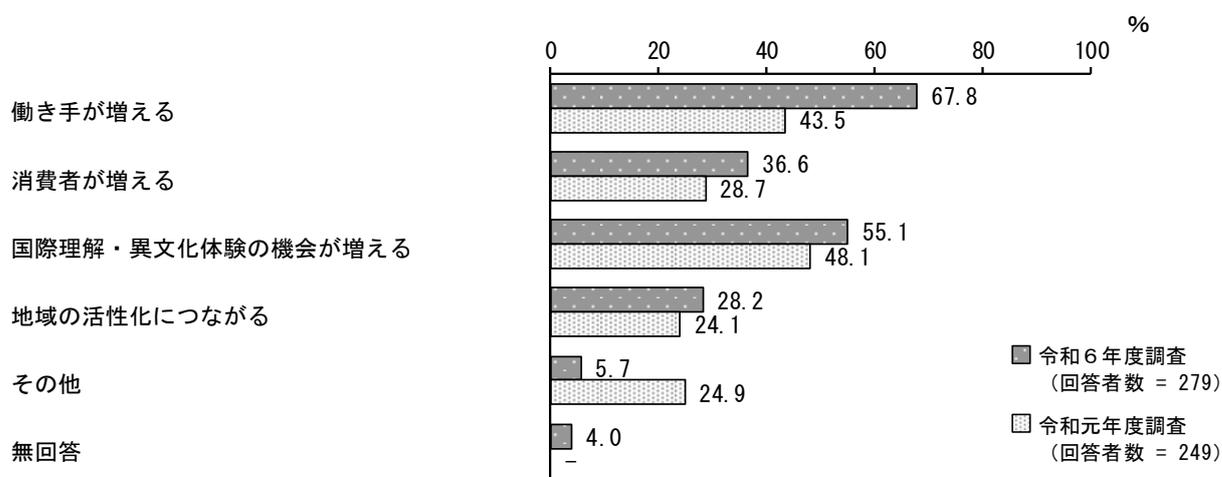
問3 地域の外国人住民をどのように感じていますか。一つだけ○をつけてください。



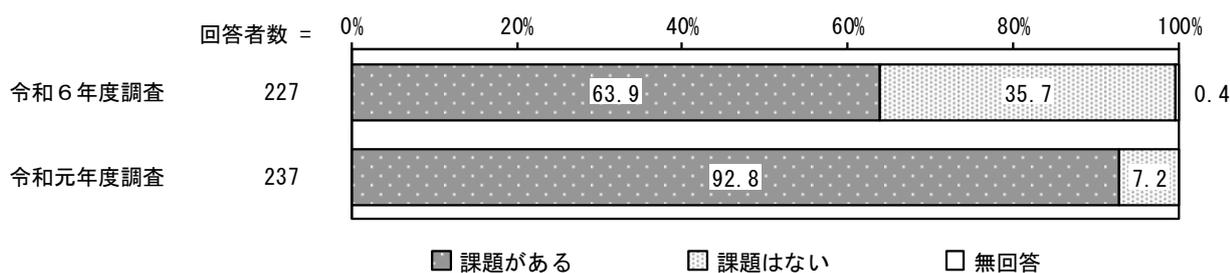
「親しみを感じる」「どちらかといえば親しみを感じる」を合わせた"親しみを感じる"の割合が 48.7%、「どちらかといえば親しみを感じない」「親しみを感じない」を合わせた"親しみを感じない"の割合が 48.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「どちらかといえば親しみを感じる」の割合が増加しています。

問4 人手不足などにより、今後地域に外国人住民が増えることが見込まれますが、外国人が増えることの利点と考えることはありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。



問5 外国人住民との共存でこれまでに課題となったこと、または今後課題になるとと思われるものはありますか。どちらかに○をつけてください。

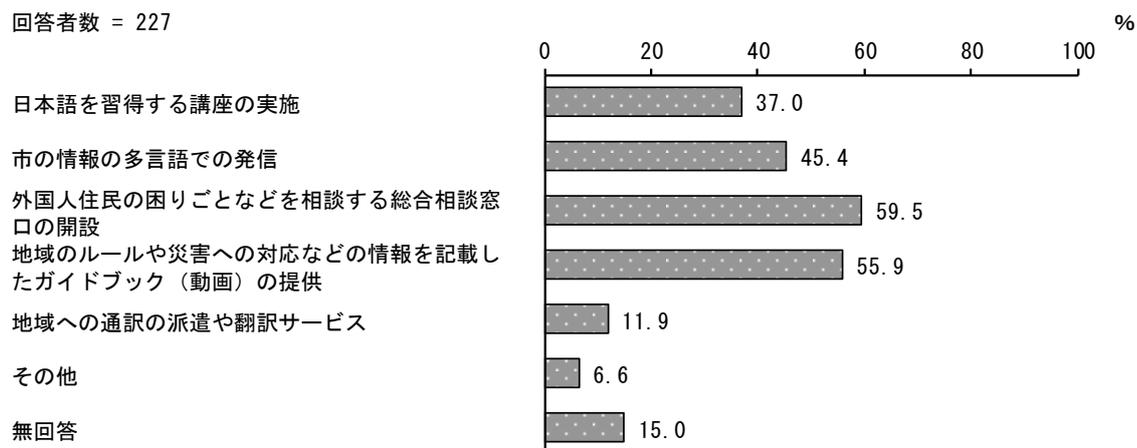


「課題がある」の割合が 63.9%、「課題はない」の割合が 35.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「課題はない」の割合が増加しています。一方、「課題がある」の割合が減少しています。

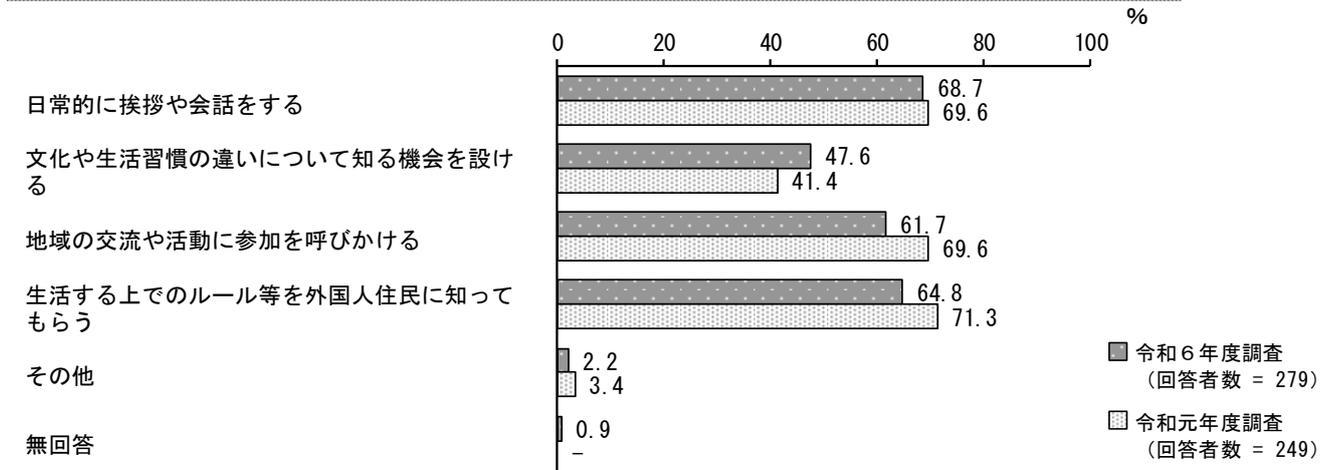
問6 外国人住民との多文化共生を進めるには、どのような施策を市は実施すべきだと思いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

回答者数 = 227



「外国人住民の困りごとなどを相談する総合相談窓口の開設」の割合が59.5%と最も高く、次いで「地域のルールや災害への対応などの情報を記載したガイドブック（動画）の提供」の割合が55.9%、「市の情報の多言語での発信」の割合が45.4%となっています。

問7 外国人住民との相互理解を深めるために地域で必要と思うことは何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。



「日常挨拶や会話をする」の割合が68.7%と最も高く、次いで「生活する上でのルール等を外国人住民に知ってもらう」の割合が64.8%、「地域の交流や活動に参加を呼びかける」の割合が61.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「文化や生活習慣の違いについて知る機会を設ける」の割合が増加しています。一方、「地域の交流や活動に参加を呼びかける」「生活する上でのルール等を外国人住民に知ってもらう」の割合が減少しています。

2 こども・若者の意見

令和5年4月施行の「こども基本法」では、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や、社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが謳われています。

計画の策定にあたり、こども・若者の意見を形にするために「静岡県こえのもりしずおか」というWEBサイトにより意見を聴取しました。

- (1) テーマ：「日本人と外国人が共に暮らすためには」
- (2) 期間：2024（令和6）年7月25日～8月31日
- (3) 対象：静岡県内の小学生から29歳まで
- (4) 回答件数：78件

問1 普段どんなところで、外国人または日本人と関わるがありますか。

- ・コンビニの店員
- ・学校や大学の友達、通学路
- ・学校のALT
- ・英会話塾の講師
- ・日本人学校でのクラブ活動
- ・バイト先でのお客さん
- ・外国人と関わることはない ほか

問2 あなたは、外国人または日本人と関わる時、どんな気持ちになりますか？

- ・仲良くなりたい、話せるようになりたい
- ・少し緊張するけど話してみたいと思う
- ・どんな人かな？外国人かどうか見た目じゃあまりわからないなとか
- ・日本語で通じない言葉がある時、それをどう説明したら良いか悩んでしまいます
- ・日本人に関わるときと同じ感じで接してるから普通の気持ち
- ・話かけられたらどうしようと思う ・外国人と関わったことがない ほか

問3 藤枝市が、日本人と外国人が、共に安心して仲良く暮らせるまちになってほしいと思いますか。

- ・みんなが当たり前で安心して生活できることを望むから
- ・外国にはたくさんの国があり色々な文化があるから、外国の食べ物、遊び、言葉を外国の人から学んで、仲良くなりしたい
- ・日本のこと、お祭り、食べ物、ならわしなど外国人に教えたあげたい
- ・仲良く暮らした方が楽しいから

- ・姉妹交流ができたらいい
- ・英語がまだわからないから教えてほしい
- ・今、外国人で日本に住む人が増えているから、その人達が安心して、日本人と仲良く暮らせるまちは必要だと思う。そのために、外国人向けの政策はもちろん、日本人に対する政策もしたほうがいいと思う
- ・将来少子高齢化で市民が減った時、外国人観光客も来てくれなかったら、賑わいがなくなりそうだから
- ・外国人にも日本人にも平等になれば良いと思う
- ・日本人の働き手がいなくなったところに、働いて支えてくれる人たちがいることを認識しなければならないと思うし、両者が支え合うことが大切だと思う。 ほか

問4 日本人と外国人が、共に安心して仲良く暮らすためには、どんなことが大切だと思いますか。

- ・互いの文化を理解し、尊重する。相手を尊重しないと対立が生まれるから
- ・日本人と外国人が winwin の関係になるようにする
- ・日本人は簡単な日本語で会話する ・言語がわかるようにする
- ・外国人もしっかりマナーやルールを守り、日本人はそれを受け入れることが大切
- ・関わり合うことのハードルを低くしていくことがまずは必要だと思う
- ・世界中で平等なルールを作る
- ・どんな人でも生活に必要な情報を得られるようにすること ほか

問5 日本人と外国人が、共に安心して仲良く暮らすために、自分にはどんなことができると思いますか。

- ・学校の給食で、色々な国のおかずを食べることで、お互いに興味を持ちたい
- ・道に迷っている人がいたら声をかける。わからない言葉があったら、絵やジェスチャーで伝える
- ・コミュニケーションをとることを避けない。外国人であることに目を向けるのではなく、個人としてみるように意識する
- ・お互いを思いやる。尊重する
- ・困っている人に対し温かい気持ちで接し、相手をいつでも思う。助け合う
- ・笑顔であいさつする。言葉が通じなくても、にっこりするだけで安心できる
- ・ちがう文化を知る。食べ物、服、行事など、外国の文化を図書館などで調べる
- ・見た目や話し方がちがっても、それが面白いと思いコミュニケーションする ほか

3 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
2024年8月～9月	自治会長及び町内会長に対するアンケート調査	市内自治会長・町内会長
10月～12月	外国人住民に対するアンケート調査	外国人住民
2025年5月19日	行政経営会議	計画策定方針の承認
<u>6月25日</u>	市議会	計画策定方針の説明
6月27日	第1回策定懇話会	計画策定方針の説明
8月28日	第1回庁内策定委員会	計画策定方針の説明 骨子・体系案の検討 施策の検討
9月19日	第2回策定懇話会	骨子・体系案の報告 実施事業に関する検討 計画案の検討
9月30日	第2回庁内策定委員会	計画素案に対する意見聴取
10月21日	庁内全部局長	計画素案に対する意見聴取
10月30日	市議会総務委員会	計画案の報告
11月17日	行政経営会議	計画案の決定、パブリックコメント案の審議
12月10日～ 2026年1月8日	パブリックコメントの実施	
2月2日	行政経営会議	パブリックコメント結果報告 計画最終案の決定
2月12日	市議会	パブリックコメント結果報告 計画最終案の報告
2月13日	パブリックコメント結果報告	
3月末	第2次藤枝市多文化共生推進計画の公表	

4 多文化共生施策推進会議 名簿

(任期：2024（令和6）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで）

氏名	推薦団体等	備考
土居 繭子	静岡産業大学経営学部教授	会長
江崎 晴城	藤枝商工会議所	副会長
北川 エレイン	藤枝市内外国人住民	
杉原 久雄	藤枝市自治会連合会	
南マルシア 美香	静岡県多文化共生推進センター「かめりあ」	
藪崎 正人	藤枝市教育委員会（青島北小学校）	
山口 幸子	藤枝市国際友好協会	

5 用語解説

用語	説明
在留資格	外国人が日本に入国する際に、入国が許可される要件の一つとして、その外国人が日本で行おうとする活動の観点から類型化して、出入国管理及び難民認定法に定められた資格。2025（令和7）年現在は、29種類の在留資格が定められている。
永住者	在留期間の制限なく住み続けることができる人。行動の制限もない。
定住者	一定の期間（3年又は1年）を設けて日本に在留することができる人。日系人やその配偶者、永住者の実子などが多く、資格の更新が必要となる。
技能実習生	外国人が日本で技能を習得し、開発途上地域の経済発展に寄与することを目的に、1993(平成5)年に制度化された在留資格。定められた91職種について、最長5年の在留資格が認められており、2024（令和6）年末時点で、全国に約45万人在留しています。
特定技能	少子高齢化に伴う人手不足への対応として、2019（平成31）年4月の改正入管法により創設された在留資格。介護・建設・農業・漁業・宿泊・外食業などの16分野に従事する外国人について、通算5年間（特定技能2号：建設、造船・船用工業については無期限）の在留が認められます。
育成就労	特定技能（1号水準）を持つ人材の育成と、特定産業分野における人材の確保を目的とした育成就労制度を利用して日本に滞在するための在留資格。最長3年の在留期間が認められており、帰国を前提とする技能実習とは異なり、「育成就労」は「特定技能」への移行を前提としている。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるようなデザインのことで、建築や設計・製品のほか、絵文字（ピクトグラム）を使ったわかりやすい情報の伝達なども含まれます。
キーパーソン	「鍵となる人」の意味で、組織やコミュニティにおいて大きな影響を持ち、重要な役割を担う中心人物のことをいいます。
ALT	「Assistant Language Teacher」の略。 小・中学校などで語学指導を行う外国語指導助手。

藤枝市多文化共生 施策推進会議	現状の把握や課題の解決を図るとともに、多文化共生推進計画の策定及び計画の推進に向けて、学識経験者、公益団体の代表、市民の代表などにより組織された、多文化共生のまちづくりを実現するために設けられた協議の場。
--------------------	--

第2次藤枝市多文化共生推進計画

発行 2026（令和8）年3月

編集 藤枝市 市民協働部 男女共同参画・多文化共生課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目1番1号

TEL 054-643-3198 / FAX 054-643-3327

URL <https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>